



静岡県社会福祉協議会

第六次活動推進計画

令和7年(2025年)4月～令和12年(2030年)3月



静岡県社会福祉協議会
第六次活動推進計画

〒420-8670 静岡県静岡市葵区駿府町1-70
TEL 054-254-5248
FAX 054-251-7508
<https://www.shizuoka-wel.jp>
発行：令和7年3月



はじめに

このたび、静岡県社会福祉協議会（以下、「静岡県社協」という。）では、令和 7 年度からの 5 か年に向けて、「第六次活動推進計画」（以下、「本計画」という。）を策定しました。この計画は、令和 2 年 3 月に策定した「第五次活動推進計画」の取組の成果と、今後取り組むべき課題を踏まえて推進するものです。

本計画の策定段階において行った関係団体へのヒアリングでは、「制度や施策、分野をまたいだ連携がまだまだ弱い」「現場に足を運び、寄り添った支援をしてほしい」など様々な貴重なご意見をいただきました。

本計画では、こうしたご意見を反映し、策定の過程を大切にしながら、新たに 16 の「重点取組」を設定しました。制度や施策で定められた範疇を超え、静岡県社協の役割を発揮すべく取り組んでまいります。

また、本計画は静岡県社協の活動計画ではありますが、パートナーである県、市町、市町社協、社会福祉事業者、NPO、ボランティア団体、地域住民の皆様との連携、協働によってはじめて実現できるものです。

そのため、多様な生活の困りごとに対応するため、福祉関係者のみならず、福祉分野以外の関係者にも静岡県社協の活動をご理解いただき、サポートをいただきながら取り組んでまいります。

最後に、本計画の策定にあたり、専門的な立場から貴重なご意見をいただきました企画調査委員会の皆様をはじめ、ご意見をお寄せいただきました関係者の皆様に心から感謝申し上げます。

社会福祉法人静岡県社会福祉協議会
会長 神原 啓文



もくじ

第一章 第六次活動推進計画の基本方針	3
策定の趣旨・めざす社会の姿・第六次活動推進計画の基本理念・県社協の役割	4
第六次活動推進計画の概要	5
本計画と他の地域福祉計画との関係、計画の進行管理	6
第六次活動推進計画の特色	7
第二章 静岡県社協として特に意識すべき情勢・動向	8
1 県内市町社会福祉協議会活動実態調査（県内 35 市町社会福祉協議会対象）	9
2 県内の生活困窮者自立相談支援機関における新規相談状況	10
3 生活福祉資金コロナ特例の貸付後の状況	10
4 孤独・孤立の実態把握に関する全国調査（令和 5 年）内閣官房	11
5 介護人材の需給推計	11
6 社会福祉人材センター無料職業紹介事業実績	12
S D G s の取り組み	13
第三章 第六次活動推進計画の推進体系と重点取組	14
第六次活動推進計画推進体系（令和 7 年度～令和 11 年度）	15
基本目標 1 地域福祉を支える仕組みづくり	17
・実施目標 1 住民主体による地域力の強化を推進します	17
・実施目標 2 包括的な支援体制の構築支援	21
基本目標 2 地域福祉を支える組織・人づくり	35
・実施目標 1 地域共生社会の基盤となる市町社協を支援します	35
・実施目標 2 社会福祉事業者等を支援します	39
基本目標 3 災害福祉支援体制づくり	43
・実施目標 1 災害に備えた支援体制を構築します	43
基本目標 4 地域福祉を支える県社協の基盤づくり	49
・実施目標 1 組織体制の強化	49
・実施目標 2 職場環境の整備	51
第四章 参考資料	54
静岡県社会福祉協議会活動推進計画の変遷	55
1 第六次活動推進計画の策定経過	57
2 静岡県社会福祉協議会企画調査委員会の名簿及び開催状況	58



ふくしんぼうし
静岡県社協イメージキャラクター

策定の趣旨

本計画は、静岡県の地域福祉を取り巻く現状と課題を踏まえながら、静岡県社協が地域福祉推進の協議体として、様々な主体と連携を図りながら、これまでの成果とその後の課題を踏まえ、今後の5年間に取り組むべき事項を定めるものです。

【推進期間】 令和7(2025)年4月～令和12(2030)年3月の5年間

めざす社会の姿

地域共生社会の実現

制度・分野の『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、世代や分野を超えて『丸ごと』つながり、一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会の実現
※「地域共生社会の実現のための社会福祉法の一部改正（令和3年4月1日施行）」において、地域福祉の推進は、「地域共生社会の実現」を目指して行わなければならないことが社会福祉法に明文化されました。

福祉分野の関係者が制度や専門性の枠を越え、さらに、まちづくり、医療、文化、教育、産業など多様な分野との連携・協働が必要

社会福祉法 抜粋（地域福祉の推進）

第4条 地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。

第六次活動推進計画の基本理念

地域共生社会の実現をめざし、
多様な主体の参画による地域福祉を推進します

地域福祉の推進を目指す県社協の役割（機能） ※社会福祉法第110条抜粋

- ①（市町をまたぎ広域的に実施する必要がある）
 - ・社会福祉を目的とする事業の企画や実施
 - ・社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
 - ・社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成等
- ② 社会福祉を目的とする事業に従事する者の養成及び研修
- ③ 社会福祉を目的とする事業の経営に関する指導及び助言
- ④ 市町社会福祉協議会の相互の連絡および事業の調整

第一章

第六次活動推進計画の基本方針

第六次活動推進計画の概要

基本理念

地域共生社会の実現をめざし、多様な主体の参画による地域福祉を推進します

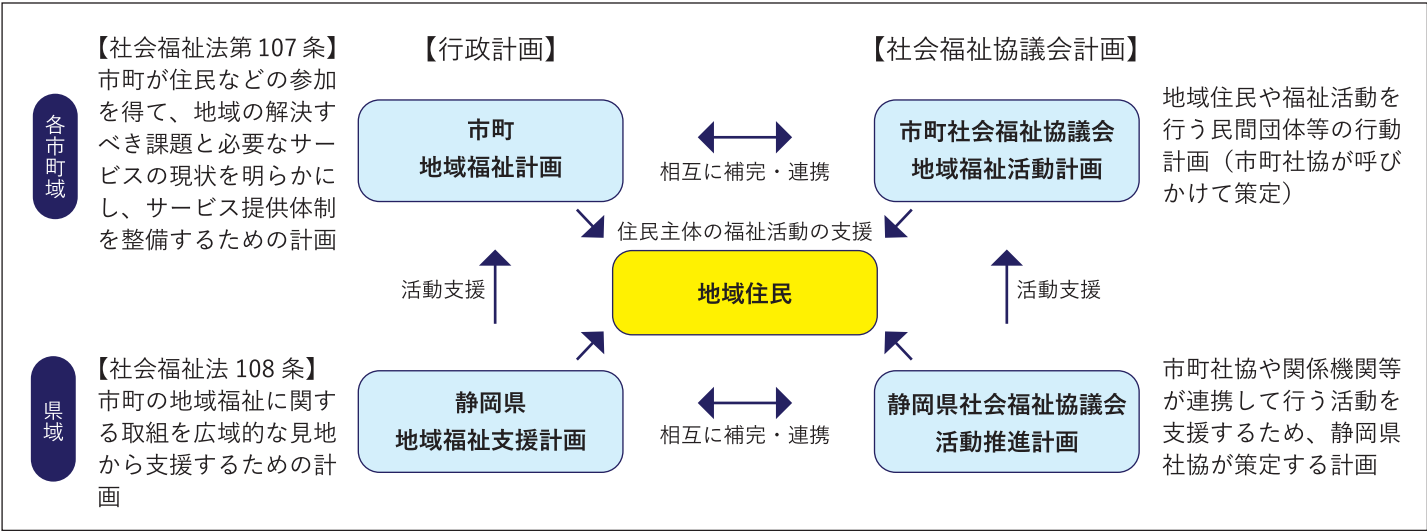
基本目標 1 地域福祉を支える 仕組みづくり 地域共生に資する住民主体の地域力強化及び包括的な支援体制の構築を、広域的な見地から推進します	実施目標 1 住民主体による地域力の強化を推進します 地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し、解決を試みる体制づくりを推進するために、地域福祉教育の展開をはじめ、ボランティア・市民活動を推進します。 実施目標 2 包括的な支援体制の構築支援 孤独・孤立を予防する地域づくりを基盤とした、地域生活課題に関する把握・総合相談及び多機関協働による包括的な支援体制の構築を推進します。
基本目標 2 地域福祉を支える 組織・人づくり 地域共生に資する福祉サービスの質の向上及び福祉・介護人材の確保・育成支援を推進します	実施目標 1 地域共生社会の基盤となる市町社協を支援します 地域の最前線で地域福祉の推進をリードする、市町社協の経営基盤の強化及び総合力を活かした活動の活性化を支援します。 実施目標 2 社会福祉事業者等を支援します 社会福祉事業者等の経営基盤の強化とともに、複数の社会福祉法人等が連携・協働して、制度の狭間にある住民が抱える課題に向き合い、様々な地域づくりに関わる取組の更なる推進を図ります。福祉の仕事のイメージアップを図ると共に、関係団体との連携を深め、多様な人材確保や就労環境の改善に資する担い手の育成の支援に努めます。
基本目標 3 災害福祉支援 体制づくり 地域共生に資する総合的な福祉救援活動の体制整備を平時から推進します	実施目標 1 災害に備えた支援体制を構築します 県内全域を対象としたボランティア活動の支援と、要配慮者支援を一体的に展開する災害時の広域支援体制を構築します。市町社協が災害支援活動に専念できるよう、社協ネットワークを活かした重層的な支援体制を構築します。また、市町社協が策定した事業継続計画（BCP）に基づく支援を行うとともに、要配慮者に対する個別避難計画策定支援を行います。
基本目標 4 地域福祉を支える 県社協の基盤づくり 地域共生に資する県域の地域福祉推進の中核として、基盤づくりを推進します	実施目標 1 組織体制の強化 会員サービスの拡充による会員数の拡大、安定的な経営基盤の確立を図るとともに、地域福祉を支え県民から信頼される県社協づくりを推進します。 実施目標 2 職場環境の整備 目指す職員像・行動目標の実現に向け、職制・職階に応じた人財育成を行い、社会的課題に推進力をもって対応できる県社協づくりを推進します。

本計画と他の地域福祉計画との関係

【行政計画】
市町地域福祉計画および県地域福祉支援計画からなる「地域福祉計画」は、平成 30 年 4 月の社会福祉法の一部改正により、それまで策定が任意とされていたものが努力義務となり、また、計画の位置づけにおいても「地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉の各分野における共通的な事項」を網羅した、各福祉計画の「上位計画」となりました。

【社会福祉協議会計画】
行政計画を補完する民間の行動計画である「地域福祉活動計画」は、社会福祉協議会が呼びかけて地域の福祉課題に応じて策定します。本県では、35 ある全ての市町社協全てにおいて策定されています。

本計画は、静岡県が策定する「静岡県地域福祉支援計画」の行動計画（アクションプラン）であると同時に、市町社会福祉協議会の活動を側面から支援する計画であり、「地域共生社会の実現」を目指す静岡県社協の活動の方向性を定めたものです。



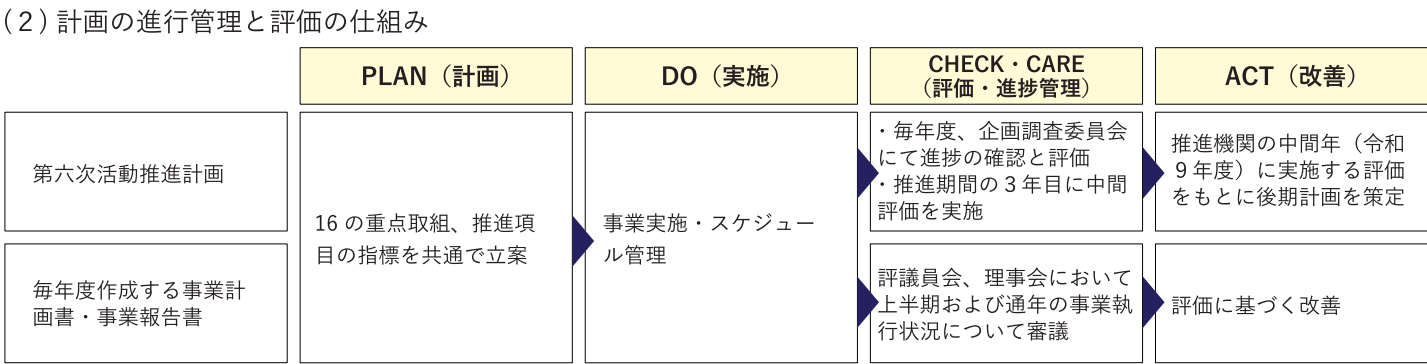
計画の進行管理

(1) 計画の管理・評価体制

① 評議員会・理事会
理事会は業務執行の意思決定、評議員会は法人の体制やルール等を決定し、監督する機関です。毎年度作成する事業計画書、事業報告書の審議を通して、計画の進行管理の強化を図ります。

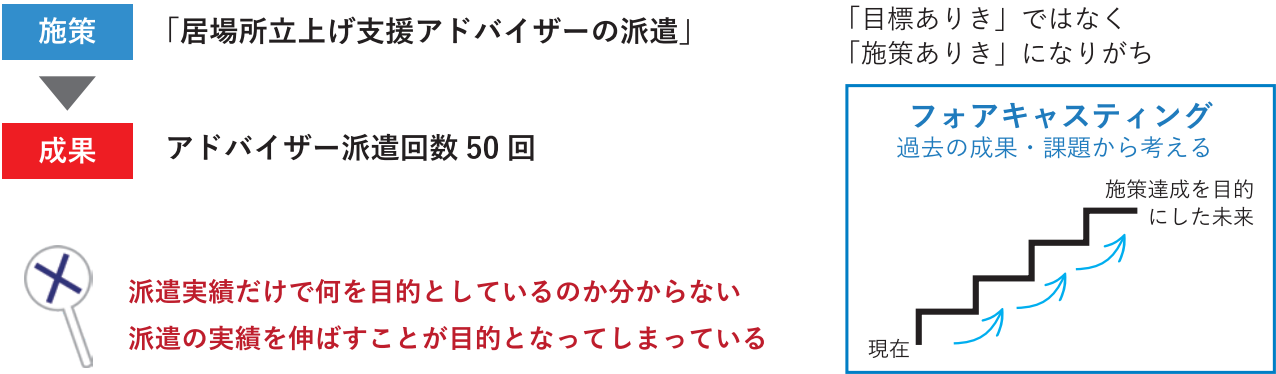
② 企画調査委員会
社会福祉関係者及び学識経験者等から県社協会長が委嘱した者で構成し、専門的かつ客観的に計画を評価・分析します。

③ 県社協事務局
事務局長、部・課長を中心として、計画全体の進行管理を行うとともに、必要に応じて部署横断で連携体制を構築し、取り組みの進行を強化します。

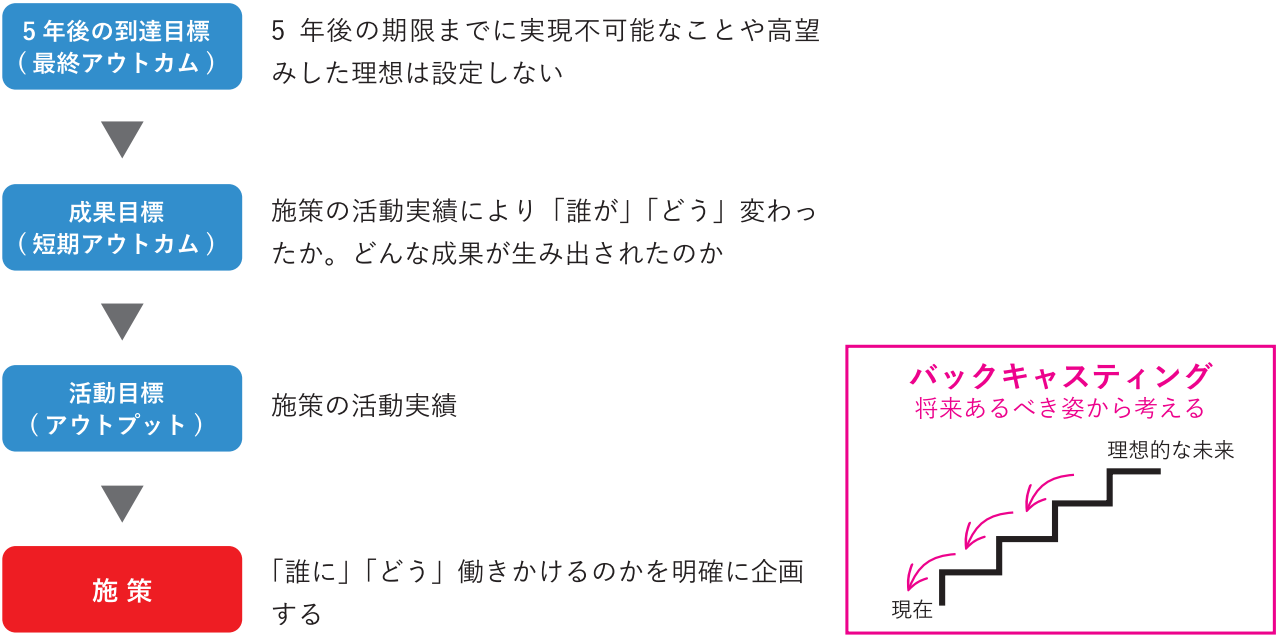


第六次活動推進計画の特色

本計画を策定するにあたり、それぞれの施策を実施することにより、どのような成果が期待できるか、また、その道筋を「ロジックモデル（論理的な事業の設計図）」と呼ばれる手法により検討し、16 項目の「重点取組」として位置づけました。



ロジックモデルを活用して改めて県社協の狙いや、その実現のための道筋の整理を行った結果 …



活動目標（アウトプット）
誰に何をどれだけ実施するか / したか

成果目標（アウトカム）
誰がどう変わるか / 変わったか

第二章

静岡県社協として特に意識すべき情勢・動向

静岡県社協として特に意識すべき情勢・動向

我が国（県）は、2008 年を（平成 20 年）ピークに人口減少が進み、生産年齢人口が減少しています。今後の超高齢社会への対応や、医療や介護にかかる負担の増加、医療・福祉従事者の不足が危惧されます。また、「高齢者のみ世帯」の増加や「高齢者の単身世帯」が増加しており、日常生活を支える仕組みづくりが早急に求められます。こうした課題に対する取組を企画するため、本会が独自に実施、または把握した調査結果を掲載します。

国や県が把握した現況については、下記で確認できます。

令和 6 年版 厚生労働白書
(令和 6 年 8 月公表)

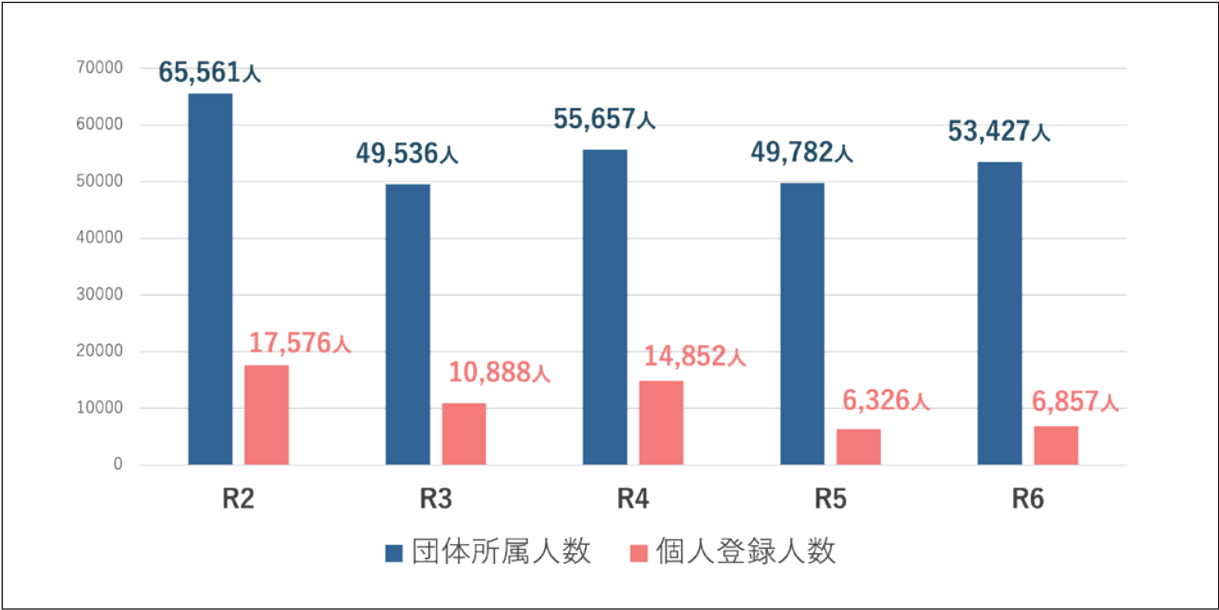


県が策定した「静岡県地域福祉支援計画」で、
県内の現状を記載しています。



1 県内市町社会福祉協議会活動実態調査（県内 35 市町社会福祉協議会対象）

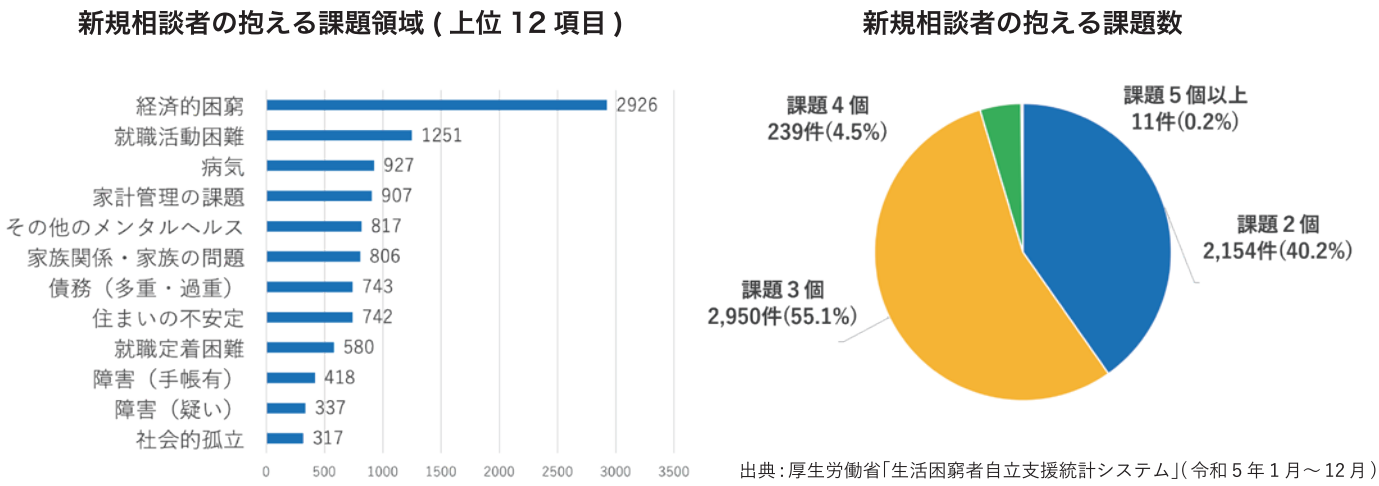
毎年度行う「市町社協活動実態調査」では、県内全ての社協活動の実態を把握しているが、「ボランティア・市民団体所属人員、個人登録者数調査」では、この 5 年間で活動者数がともに減少している。
(令和元年計 83,137 人→令和 5 年計 60,284 人：27.4%減少)
また、市町社協に設置している「ボランティアセンター」では、全職員 77 人中、専任職員が僅か 7 人となっている。
(ボランティア活動推進専任職員率 9.0%)



登録している活動団体数及び個人は微減しているが、災害時には多くの活動希望者が登録する。その活動希望者を日常の活動につなぐことが課題である。

2 県内の生活困窮者自立相談支援機関における新規相談状況

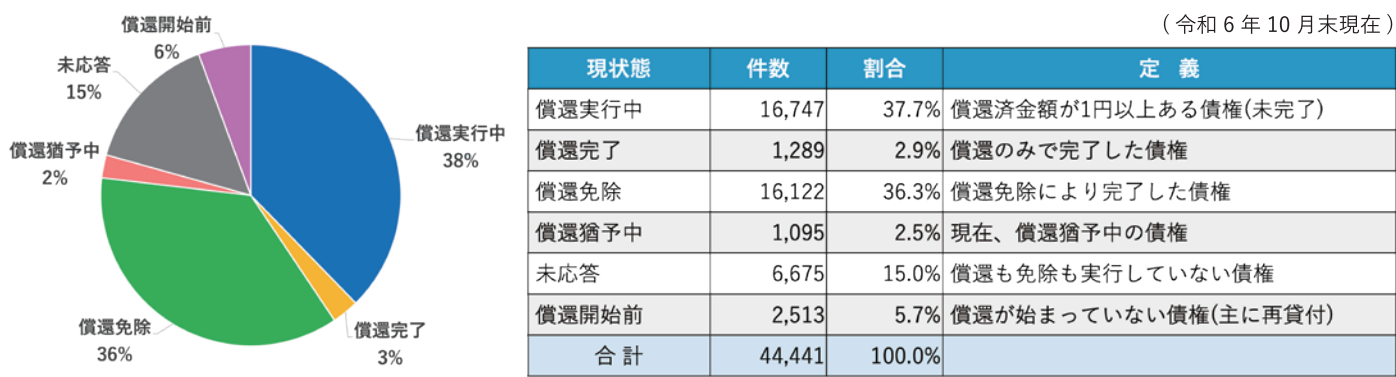
本県の相談者の抱える課題は、経済的困窮のほかに就職・病気・家計管理等、多岐にわたり、新規相談者の全てが複数の課題を抱えている。



生活困窮者への相談支援にあたっては、多機関協働の体制や、個々人のニーズに寄り添った伴走型支援の体制づくりが求められている。

3 生活福祉資金コロナ特例の貸付後の状況

新型コロナウイルスの影響で、収入（所得）の減少、失業した方々の生活支援を目的に生活福祉資金特例貸付を実施し、県内でも約 44 千件 130 億円の貸付を行った。借受人の中には、コロナ禍以前から生計が苦しい状態であったり、経済的な困窮以外にも複数の課題を抱えている人も多く、引き続き生活が苦しい状況にある人も少なくない。



引き続き、市町社協や生活困窮者自立相談支援機関と連携して、個々の状況に配慮した償還免除、償還猶予、少額返済の案内及び生活再建に向けた支援を実施していく必要がある。

4 孤独・孤立の実態把握に関する全国調査（令和 5 年）

20,000 件 有効回答数：11,141 件（有効回答率 55.7%）

内閣官房が行った孤独・孤立の実態把握に関する調査結果は次のとおり。

令和 3～5 年まで、約 4 割の方は孤独を感じている。

高齢化や単身世帯化が進行する中で、望まない孤独を感じる事が無いような地域の中での繋がりや支え合いの仕組みづくりを進める必要がある。

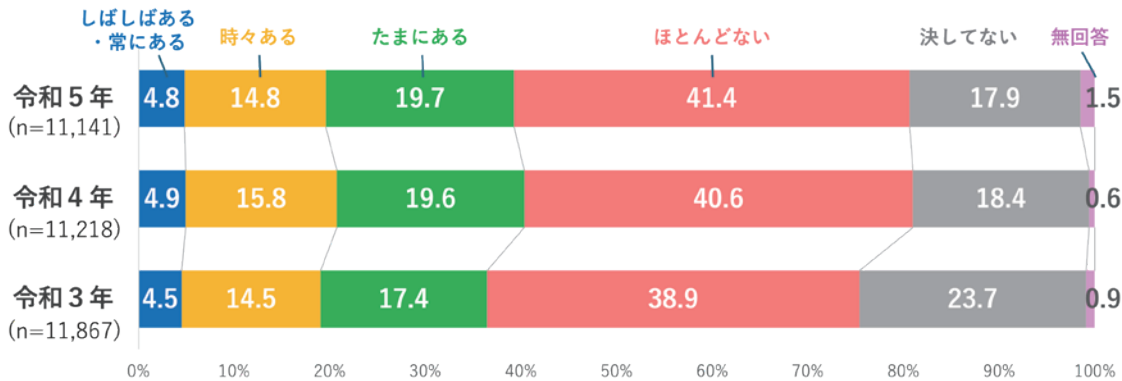
全体報告（詳細）はこちら



あなたはどの程度、孤独であると感じることがありますか。

1 決してない 2 ほとんどない 3 たまにある 4 時々ある 5 しばしばある・常にある

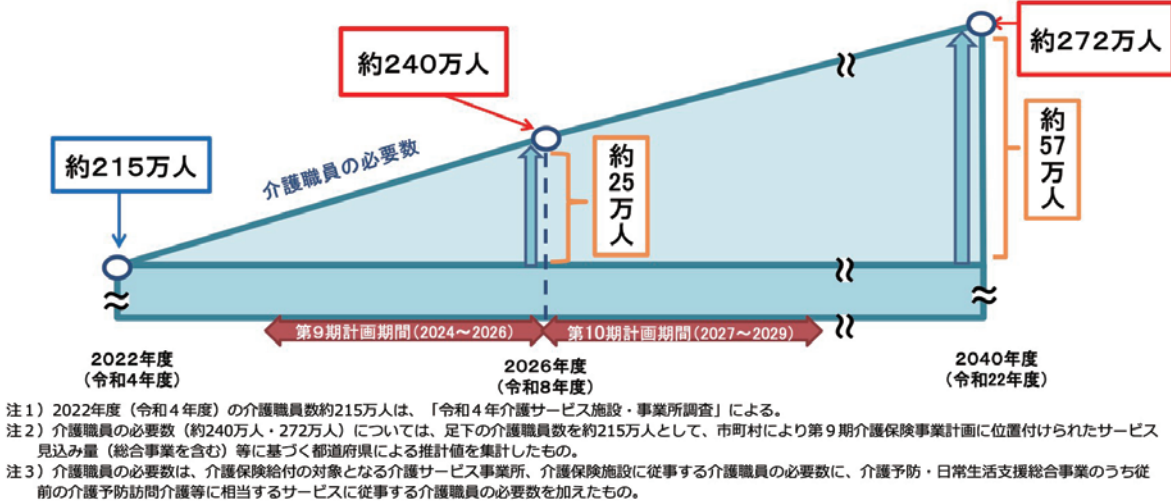
孤独の状況（直接質問）－令和 5 年、4 年、3 年



5 介護人材の需給推計

第 9 期介護保険事業計画に基づく介護職員の必要数について 別紙 1

- 第 9 期介護保険事業計画の介護サービス見込み量等に基づき、都道府県が推計した介護職員の必要数を集計すると、
 - ・ 2026 年度には約 240 万人（+約 25 万人（6.3 万人/年））
 - ・ 2040 年度には約 272 万人（+約 57 万人（3.2 万人/年））となった。 ※（）内は 2022 年度（約 215 万人）比
- 国においては、①介護職員の処遇改善、②多様な人材の確保・育成、③離職防止・定着促進・生産性向上、④介護職の魅力向上、⑤外国人材の受入環境整備など総合的な介護人材確保対策に取り組む。



出典：厚生労働省第 9 期介護保険事業計画

■ 国

第 9 期介護保険事業計画期間（令和 6 年度～8 年度）の介護サービス見込み量に基づき都道府県が推計した介護職員の必要数の集計

2026 年度 約 240 万人（2022 年度比 + 約 25 万人）

■ 静岡県

第 10 次静岡県長寿社会保健福祉計画（令和 6 年度～8 年度）における介護職員の需給数の推計

2026 年度 59,061 人（需要と供給の差 2,373 人不足）

2040 年度 64,197 人（ 同 10,593 人不足）

区 分		現状値	目標値（暫定値）	
		2022 年	2026 年	2040 年
介護職員	介護職員（需要推計）	55,567 人	59,061 人	64,197 人
	うち、訪問介護員	11,254 人	11,981 人	12,406 人
	介護職員（供給推計）	55,567 人	56,688 人	53,604 人
	需要と供給の差	—	2,373 人	10,593 人

6 社会福祉人材センター無料職業紹介事業実績

区分		年度					
		H30	R1	R2	R3	R4	R5
求職相談件数（件）		7,523	7,604	6,880	7,961	8,298	6,010
新規求職登録者数（人）		3,600	3,626	3,464	3,881	3,703	3,705
求人相談件数（件）		2,612	2,230	2,259	3,546	3,517	2,884
新規求人登録数（人）		15,713	13,431	10,225	11,667	12,051	11,975
紹介件数（件）		751	740	612	589	568	522
就職人数（人）		638	646	521	484	497	453
参考	就職人数 浜松市人材バンク分（人）	175	195	182	183	171	145
	就職人数 県全体（人）	813	841	703	667	668	598
	全国平均（人）	128	126	109	102	103	99
	静岡県順位	1 位	1 位	1 位	1 位	1 位	1 位

令和 6 年度外国人介護職員就労状況の調査結果（調査者：静岡県介護保険課 R6 年 10 月）

県内 541 箇所の介護事業所で外国人介護職員が 1,682 人雇用されており、令和 5 年度に比べ 616 人（1.57 倍）の大幅増加となった。

【調査の概要】 本県では、平成 21 年度から県内の介護事業所で働く外国人介護職員の就労状況を独自に調査している。

基準日：令和 6 年 10 月 1 日

回答数：2,062 箇所 / 5,850 箇所（回答率：35.2%）

外国人の雇用人数、雇用している事業所数

区分	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
雇用人数 (A)	394 人	563 人	757 人	886 人	1,066 人	1,682 人
対前年度増減人数	+68 人	+169 人	+194 人	+129 人	+180 人	+616 人
雇用事業所数 (B)	204 箇所	255 箇所	354 箇所	370 箇所	423 箇所	541 箇所
対前年度増減箇所数	+21 箇所	+51 箇所	+99 箇所	+16 箇所	+53 箇所	+118 箇所
1 事業所あたり雇用人数 (A/B)	1.93 人	2.21 人	2.14 人	2.39 人	2.52 人	3.11 人

SDGs の取組

S D G s (Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標) は、持続可能な社会の実現を目指し、2015 年に国連サミットで全会一致で採択された 2030 年までの国際目標です。

本計画においては、SDG s の 1 7 の共通目標のうち、特に会の目標における取組を意識し、その達成に貢献します。

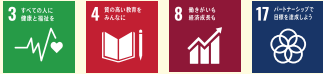


基本目標 1
地域福祉を支える仕組みづくり



住民の「福祉に対する関心」を高めるとともに、他人事であった「福祉」を自分のこととして考えるきっかけとなる地域福祉教育を基盤に、ボランティア振興、総合相談体制の強化、望まない孤独対策、権利擁護体制の強化等を通じて、安心して住み続けられる地域づくりを目指します。

基本目標 2
地域福祉を支える組織・人づくり



現場の最前線で地域福祉を支える組織（市町社協、福祉サービス事業所）の活動を支援するとともに、福祉の仕事の魅力を学生だけでなく、あらゆる層の年代に伝えていくことで福祉業界の底上げにつなげます。

県社協

基本目標 3
災害福祉支援体制づくり



常に災害と隣り合わせの状況の中、「災害ボランティアの活動支援」、「避難行動要支援者のための個別避難計画の策定」、「静岡 DWAT の体制強化」などの取り組みを通じて、平時から地域に暮らす多様な人の存在を意識し、災害に強い体制強化とネットワーク構築を進めていきます。

基本目標 4
地域福祉を支える県社協の基盤づくり



県社協が今後も様々な取り組みを続けることができるよう、その基礎となる一人ひとりの職員を大切に育て、常に費用対効果を意識し、健全な経営に努めます。

第三章

第六次活動推進計画の推進体系と重点取組

第六次活動推進計画推進体系			
基本目標	実施目標	推進事項	推進項目
1 地域福祉を支える仕組みづくり	1 住民主体による地域力の強化を推進します	1. 地域住民が支え合う地域づくりの推進	① 全県的な福祉啓発の推進 ② 地域福祉教育の推進 ③ ソーシャルアクションの実施 ④ 県域福祉団体の拠点づくり
		2. ボランティア・市民活動の推進	① ボランティア・市民活動の推進 ② 多様な主体・分野の連携協働の促進
	2 包括的な支援体制の構築支援	1. 相談事業機能強化の推進	① 重層的支援体制整備の取組推進 ② 市町社協における総合相談体制の構築 ③ 生活困窮者自立支援事業の実施 ④ 生活福祉資金貸付事業の実施 ⑤ 民生委員・児童委員活動の支援
		2. 権利擁護支援の推進	① 日常生活自立支援事業の実施 ② 成年後見制度利用促進に係る県域支援の実施 ③ 福祉サービスの苦情解決の支援
		3. 孤独・孤立対策の推進	① 孤独・孤立対策事業の実施 ② 市町におけるひきこもり支援の体制づくり ③ 医療的ケア児・者家族等のつながりづくり ④ 児童養護施設等退所者への就学等支援
		4. 参加支援・地域づくり	① 介護予防・日常生活支援の取組の推進 ② 共生の居場所づくりの支援 ③ 地域の担い手の確保

重点取組（10 項目）
① 市町社協と協働した地域福祉教育の展開（1-1-1） ② 多様な分野の主体を対象とした広域的なマッチング支援（1-1-2） ③ 多機関協働による包括的支援体制構築事業の実施推進（1-2-1） ④ 生活困窮者自立支援事業の実施支援（1-2-1） ⑤ コロナ特例貸付借受世帯へのフォローアップ支援（1-2-1） ⑥ 日常生活自立支援事業実施体制の強化（1-2-2） ⑦ 成年後見制度利用促進に係る県域支援の実施（1-2-2） ⑧ 孤独・孤立対策事業の実施（1-2-3） ⑨ 市町におけるひきこもり支援の体制づくり（1-2-3） ⑩ 医療的ケア児・者家族等のつながりづくり（1-2-3）

基本目標	実施目標	推進事項	推進項目
2 地域福祉を支える組織・人づくり	1 地域共生社会の基盤となる市町社協を支援します	1. 市町社協の連絡調整及び基盤強化	① 市町社協の相互の連絡調整支援 ② 市町社協の基盤強化と活動支援
		2. 人材確保と専門性向上の推進	① 階層別・分野別研修及び会議の実施 ② 社協職員向け研修計画の構築
	2 社会福祉事業者等を支援します	1. 人材確保の推進と定着の支援	① 社会福祉人材センターの運営及び利用促進 ② 事業者等と福祉人材確保・定着実践研究会の実施 ③ 他機関との連携による外国人介護人材の受入・定着支援 ④ 将来の福祉人材確保に向けた多様なアプローチ ⑤ 保育士、介護福祉士等の資金貸付事業の実施 ⑥ 職員の資質向上機会の提供 ⑦ 事業所内の人財育成の支援
		2. 経営支援の推進	① 経理、労務、施設・法人運営等の支援 ② 助成による活動支援

重点取組（4 項目）
⑪ 市町社協の基盤強化と活動支援（2-1-1） ⑫ 社協職員向け研修計画の構築（2-1-2） ⑬ 社会福祉人材センターの運営及び利用促進（2-2-1） ⑭ 経理、労務、施設・法人運営に関する支援（2-2-2）

3 災害福祉支援体制づくり	1 災害に備えた支援体制を構築します	1. 県社協組織の体制強化	① 県社協の体制強化
		2. 市町社協運営支援	① 市町社協の体制強化の支援
		3. 要配慮者支援の体制づくり	① 静岡県災害福祉広域支援ネットワークの機能強化 ② 個別避難計画の策定支援

重点取組（2 項目）
⑮ 災害ボランティアセンター運営支援アドバイザーの養成（3-1-1） ⑯ 静岡県災害派遣福祉チーム（静岡 DWAT）の体制強化（3-1-3）

4 地域福祉を支える県社協の基盤づくり	1 組織体制の強化	1. 組織力強化	① 県民から信頼される法人運営
		2. 経営力強化	① 安定した法人運営
	2 職場環境の整備	1. 職場づくり	① 推進力のある事務局体制の整備
		2. 人財づくり	① 充実した人財育成とワーク・ライフ・バランスの推進

基本目標 1 地域福祉を支える仕組みづくり

実施目標 1 住民主体による地域力の強化を推進します



推進事項 1 地域住民が支え合う地域づくりの推進

- **取組の成果**
 - ・令和4年度に地域福祉教育副読本（ふむふむ程度）を作成し、県内全ての中学2年生に配付した。また、社協、福祉施設・事業所、学校関係者等を対象に開催した地域福祉教育推進セミナーでは、令和2年度から令和6年度までの5年間で306名の方が参加し、地域で共に生きる重要性の理解が深まった。
 - ・静岡県が制定する「県民福祉の日」(10月20日)の啓発については、静岡県健康福祉キャンペーン推進協議会（※1）を中心に、5年間で683団体からの協力が得られた。また、静岡県健康福祉大会では、新たに事例発表を設け、好事例を広く周知し、福祉意識の醸成を図った。
- **課題**
 - ・新たな地域福祉教育副読本（ふむふむ程度）を活用した地域福祉教育実践例の把握
 - ・幅広い業種を巻き込んだ全県的な福祉啓発の推進
- **目指すべき方向性**
 - ・体験型の学習にとどまらない地域福祉教育プログラム開発のサポートと地域福祉教育副読本（ふむふむ程度）の活用実態調査の実施
 - ・全県的な福祉啓発を進めるための静岡県健康福祉キャンペーン推進協議会の活動に対する協力団体の拡大

● 推進項目：指標

推進項目	指標	毎年度の目標
①全県的な福祉啓発の推進	静岡県健康福祉キャンペーン推進協議会協力団体による周知の協力	100 団体 / 年
	福祉のまちづくり絵画コンクールの応募件数	400 件 / 年
	県社協ホームページのアクセス数 ※令和6年平均1,048 アクセス / 月	1,500 アクセス / 月
	県社協 SNS 投稿数 〃 閲覧数	7 回 / 月 300 回閲覧 / 1 投稿
②地域福祉教育の推進	県社協職員による個別支援	6 回 / 年
	教員免許取得に係る介護等体験事業の実施	毎年実施
③ソーシャルアクションの実施	種別協議会等と連携した県行政との情報共有・政策提言の実施	1 回 / 年
④県域福祉団体の拠点づくり	県総合社会福祉会館シズウェル来館者数	210,000 人 / 年

【※1 静岡県健康福祉キャンペーン推進協議会】
県民一人ひとりが、明るく健やかな生活を送るとともに、心のふれあいや思いやりの気持ちで結ばれた“共生・支え合い”による地域社会の実現をめざし、県民総参加のキャンペーンの推進を目的とする官民連携による協議体

静岡県社協ホームページ

静岡県社協

静岡県社協フェイスブック

f

静岡県社協 Instagram

重点取組 ①市町社協と協働した地域福祉教育の展開

- **現状と課題**
 - ・地域福祉教育については、体験的な学習に留まらず、地域の一員としての意識や共に生きる力を育む視点が重要であるが、社協として地域福祉教育の実践や展開について、学校や地域と十分に連携できているとは言い難い状況である。
- **県社協の目指すべき方向性**
 - ・地域の教育力や福祉力を活用し、学校と地域が協働して子どもたちの地域福祉教育に関わることができるよう、市町社協の地域福祉教育実践の取組を個別に支援する。
- **5年後の到達目標**
 - ・モデル市町社協の個別支援により地域福祉教育プログラムが実践できている。
 - ・実践した地域福祉教育プログラムについて、検証を行い、県内市町社協と成果を共有できている。

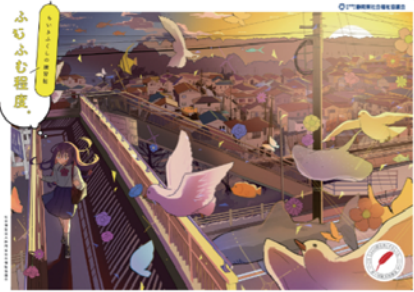
● スケジュール

活動目標	R 7	R 8	R 9	R 1 0	R 1 1
	・モデル市町社協の選定 ・モデル市町社協へのヒアリング実施（課題把握）	・モデル市町社協への個別支援（県社協職員による伴走支援）の実施	・モデル市町社協への個別支援（県社協職員による伴走支援）の実施	・モデル市町社協への個別支援（県社協職員による伴走支援）の実施	・モデル市町社協の伴走支援の活動報告の場の設定
成果目標	R 7	R 8	R 9	R 1 0	R 1 1
	・モデル市町社協の決定 ・モデル市町社協へのヒアリングを通して課題把握と方向性の整理ができている。	・モデル市町社協において地域福祉教育ビジョン、地域福祉教育プログラムが作成（もしくは見直し）できている。	・モデル市町社協において地域福祉教育ビジョン、地域福祉教育プログラムが実践できている。	・モデル市町社協において地域福祉教育ビジョン、地域福祉教育プログラムの実践とその成果が検証できている。	・県内市町社協と伴走支援の成果を共有できている。

【地域福祉教育】

地域に生活するすべての人が、お互いにその存在を認め合い、支え合いながら「みんながしあわせ」と感じられる地域とするために、家庭、学校、地域において、行動する人を育む教育実践（静岡県社協作成：静岡県の地域福祉教育に係る基本指針より）

静岡県社協ホームページ
地域福祉教育について



地域福祉教育副読本（ふむふむ程度）

基本目標 1 地域福祉を支える仕組みづくり

実施目標 1 住民主体による地域力の強化を推進します



推進事項 2 ボランティア・市民活動の推進

- **取組の成果**
 - ・地域共生社会の実現に向け、「全ての世代の人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り高め合う地域共生社会の実現」及び「福祉分野と福祉以外の分野との協働促進」を図る活動を表彰し、その活動の充実を図ることを目的に「ふじのくに地域共生大賞」の募集を行い、令和2年度から令和6年度までの5年間で165件の応募があった。
 - ・分野や市町域を越えて課題解決に取り組む人材を育成するために令和5年度に新たに開講した「ふじのくに地域共生塾」では、2年間で23の個人や団体が受講し、活動の幅を広げた。
 - ・地域課題の解決、まちづくり等を目的としたボランティア活動・市民活動の支援として「ふれあい基金助成事業」を実施し、令和2年度から令和6年度までの5年間で145件の団体に助成した。
- **課題**
 - ・ボランティアグループ・市民活動団体が「担い手確保（メンバーの高齢化や後継者不在）」、「情報発信」に苦慮している。
 - ・ふじのくに地域共生大賞の認知度向上
- **目指すべき方向性**
 - ・市町社協、市町行政、市民活動センターや民間の中間支援組織等と連携し、個人や団体の持続可能な活動を支援するため助成事業の実施及び情報発信の充実
 - ・ふじのくに地域共生大賞の魅力と認知度の向上

● 推進項目：指標

推進項目	指標	毎年度の目標
①ボランティア・市民活動の推進	ふれあい基金助成 助成件数	30件 / 年
	ふれあい基金助成 活動レポートの公開	10件 / 年
②多様な主体・分野の連携協働の促進	ふじのくに地域共生大賞の応募件数	30件 / 年
	ふじのくに共生塾の受講者数	10人 / 年

静岡県社協ホームページ ふじのくに地域共生大賞特設サイト

重点取組 ②多様な分野の主体を対象とした広域的なマッチング支援

- **現状と課題**
 - ・厚生労働白書（令和5年度版）によると、人々の交流の意識は希薄化の傾向にあるが、社会への貢献意識を有する者は6～7割と高い水準にあり、さらに社会活動に参加している人ほど孤独感が低い。このため、地域共生社会の実現に向けては、誰もが役割を持ち社会活動に参加できるよう、その基盤となる地域に根差した活動の活性化や、分野を超えた交流・連携が必要である。
- **県社協の目指すべき方向性**
 - ・「ふじのくに地域共生大賞」や「ふじのくに地域共生塾」、「ふれあい基金助成事業」等を通じて県社協がつながりのある団体、企業、グループ等の情報を市町社協と連携して掘り起こしを行うとともに、多分野連携を目的に、それらの主体を対象にした市町域を超えた広域的なマッチング支援を実施し、その成果を広く情報発信する。
- **5年後の到達目標**
 - ・活動団体同士や活動者と多様な主体（企業、行政、教育機関など）による、分野や活動圏域を超えた連携・協働の取り組みの実践が生まれており、その情報発信ができています。

● スケジュール

活動目標	R 7	R 8	R 9	R 1 0	R 1 1
	・ふじのくに地域共生大賞特設サイトの改修作業の実施	・活動団体等ヒアリングの実施とデータベースへの掲載作業の実施 ・広域マッチングの実施	・活動団体等ヒアリングの実施とデータベースへの掲載作業の実施 ・広域マッチングの実施	・活動団体等ヒアリングの実施とデータベースへの掲載作業の実施 ・広域マッチングの実施	・活動団体等ヒアリングの実施とデータベースへの掲載作業の実施 ・広域マッチングの実施
成果目標	R 7	R 8	R 9	R 1 0	R 1 1
	・ふじのくに地域共生大賞特設サイトの改修完了	・特設サイト活動団体データベース掲載数 30 団体 ・広域マッチング数 5 件 / 年	・特設サイト活動団体データベース掲載数 60 団体 ・広域マッチング数 5 件 / 年	・特設サイト活動団体データベース掲載数 90 団体 ・広域マッチング数 5 件 / 年	・特設サイト活動団体データベース掲載数 120 団体 ・広域マッチング数 5 件 / 年

基本目標 1 地域福祉を支える仕組みづくり

実施目標 2 包括的な支援体制の構築支援



推進事項 1 相談事業機能強化の推進

- 取組の成果
- ・市町における分野横断的な包括的支援体制の構築を推進するため、県と連携して、県アドバイザー派遣や先進事例の紹介、研修等を開催し、市町における包括的な相談支援体制の構築支援を実施した。
 - ・コロナ特例貸付（約4万4千件・130億円）により、突然の減収や失業等により生活に困窮した世帯に、迅速に生活資金を届けることで生活を支えたという大きな役割を果たした。
- 課題
- ・包括的支援体制が整備されていない市町があり、その解消に向けた取組方策の検討と仕組みを担う市町の人材育成
 - ・生活困窮者相談支援体制の充実及び個々の状況に応じた包括的な支援などセーフティネットの強化、並びに高齢者の単身世帯の増加に伴う居住支援の強化
 - ・生活福祉資金借受世帯（コロナ特例貸付を含む。）の状況把握及び生活再建に向けた支援
- 目指すべき方向性
- ・市町における分野横断的な包括的支援体制の構築を県と連携して支援
また、市町の体制構築を一層進めるため、相談支援や参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に行う、重層的支援体制整備事業（※1）の実施を支援
 - ・生活困窮者の支援に係る市町における多機関協働の体制の構築及び個々人のニーズに寄り添った生活困窮者自立相談支援機関による伴走型支援体制の強化、並びに住宅施策と福祉施策が一体となった居住支援の強化
 - ・生活福祉資金借受世帯（コロナ特例貸付を含む。）に対し、訪問等によるプッシュ型の支援を市町社協と連携して実施

● 推進項目：指標

推進項目	指標	毎年度の目標
①重層的支援体制整備の取組推進	重層的支援体制整備事業の必須3事業の担当省会議の開催	各1回/年
②市町社協における総合相談体制の構築	相談事業部会幹事会・協議会、階層別研修（初任者、管理的、事務局長）、技能別研修（アウトリーチ、居場所づくり）の開催	各1回/年
③生活困窮者自立支援事業（※2）の実施	主任相談支援員連絡会の開催	2回/年
④生活福祉資金貸付事業（※3）の実施	滞納世帯への訪問支援回数	500世帯/年
⑤民生委員・児童委員活動の支援	県社協職員の派遣（研修講師等）	10回/年

【※1 重層的支援体制整備事業】
社会福祉法に基づき、地域住民の複合化したニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、相談支援、参加支援及び地域づくりに向けた支援を一体的に実施する市町村の任意事業

【※2 生活困窮者自立支援事業】
生活困窮者自立支援法に基づき、自立相談支援機関において生活の困りごとの相談を受け付け、個人の状況に合わせて、仕事の支援、住まいの支援、家計の改善支援などを提供する事業

【※3 生活福祉資金貸付事業】
低所得者世帯などに対して、資金の貸付けと必要な相談支援を行うことにより、その経済的自立及び生活意欲の助長促進並びに在宅福祉及び社会参加の促進を図り、安定した生活を送れるようにすることを目的とした事業

重点取組 ③多機関協働による包括的支援体制構築事業の実施推進

- 現状と課題
- ・地域共生社会の実現に向けた包括的相談支援体制の構築については、全ての市町に整備が求められているが、進展は地域ごとに異なっている。包括的相談支援体制を構築するための任意事業として重層的支援体制整備事業が作られたが、県内で実施しているのは10市町にとどまる。
 - ・包括的支援体制の整備が遅れているため、8050問題等、複合的な問題を抱えた住民が必要な支援を受けられないケースがあり、財政力や人口規模等により、地域間でのサービス不均衡が課題となっている。
- 県社協の目指すべき方向性
- ・市町における分野横断的な包括的支援体制の構築を県と連携して支援する。また、市町の体制構築を一層進めるため、相談支援、居場所や就労体験等の参加支援及び地域づくりに向けた支援を一体的に行う、重層的支援体制整備事業の実施を支援する。
- 5年後の到達目標
- ・県委託事業の実施を通じて本会としてのノウハウ・情報を蓄積し、市町及び市町社協支援ができています。

● スケジュール

活動目標	R 7	R 8	R 9	R 1 0	R 1 1
	・市町の要望・状況の把握および、6市町にアドバイザー派遣を実施 ・多機関協働事業担当省会議等の開催	・市町の要望・状況の把握および、6市町にアドバイザー派遣を実施 ・多機関協働事業・参加支援事業担当省会議等の開催	・市町の要望・状況の把握および、6市町にアドバイザー派遣を実施 ・必須3事業担当省会議等の開催	・必須3事業担当省会議等の開催 ・他市町の実施検討の状況を、未検討の市町に情報提供	・必須3事業担当省会議等の開催 ・他市町の実施検討の状況を、未検討の市町に情報提供
成果目標	R 7	R 8	R 9	R 1 0	R 1 1
	・包括的支援体制が15市町で整備されている。	・包括的支援体制が20市町で整備されている。	・包括的支援体制が25市町で整備されている。	・包括的支援体制が30市町で整備されている。	・包括的支援体制が全ての市町（35）で整備されている。

重点取組 ④生活困窮者自立支援事業の実施支援

●現状と課題

- ・物価高騰が続く中で、生活困窮者自立相談支援機関や社会福祉協議会に寄せられる生活困窮に係る相談件数は増加している状況が続いており、相談支援体制の充実や個々の状況に応じた包括的な支援などセーフティネットの強化が必要である。
- ・特に、住宅確保に配慮が必要な高齢者、低所得者、障害のある人などが、安心して居住できる環境整備が必要である。

●県社協の目指すべき方向性

- ・生活困窮者への相談支援にあたっては、多機関協働の体制づくりやコロナ禍で深刻化した望まない孤独や社会的孤立への対応など、個々人のニーズに寄り添った生活困窮者自立相談支援機関による伴走型支援の体制づくりを推進する。
- ・居住支援法人として、生活困窮者等に関する居住支援を推進する。

●5年後の到達目標

- ・生活困窮者支援に、福祉分野のみならず多機関が参画できている。
- ・居住支援法人としての支援展開ができている。
- ・支援員が互いに支え合うネットワークが構築され、情報・ノウハウの共有による支援スキル向上が図られている。

●スケジュール

活動目標	R 7	R 8	R 9	R 1 0	R 1 1
	【12 町自立相談支援事業】 ・多機関連携によるケース会議の開催 ・居住支援に係るニーズ調査の実施 【県域の取組支援】 ・主任相談支援員連絡会における研修企画の検討（ニーズ調査の実施）	【12 町自立相談支援事業】 ・多機関連携によるケース会議の開催 ・居住支援推進部会の設置及び居住支援に係る不動産会社等との意見交換 【県域の取組支援】 ・主任相談支援員連絡会における研修企画の検討（ニーズ調査の実施）	【12 町自立相談支援事業】 ・多機関連携によるケース会議の開催 ・居住支援推進部会の開催 【県域の取組支援】 ・生活困窮者自立支援制度従事者養成研修及び情報交換会の開催 ・主任相談支援員連絡会（ネットワーク事務局）の開催	【12 町自立相談支援事業】 ・多機関連携によるケース会議の開催 ・居住支援推進部会の開催 【県域の取組支援】 ・生活困窮者自立支援制度従事者養成研修及び情報交換会の開催 ・主任相談支援員連絡会（ネットワーク事務局）の開催	【12 町自立相談支援事業】 ・多機関連携によるケース会議の開催 ・居住支援推進部会の開催 【県域の取組支援】 ・生活困窮者自立支援制度従事者養成研修及び情報交換会の開催 ・主任相談支援員連絡会（ネットワーク事務局）の開催
成果目標	R 7	R 8	R 9	R 1 0	R 1 1
	【12 町自立相談支援事業】 ・ケース検討を通じて、連携上の課題整理ができている。 ・居住支援に係る課題整理ができている。 【県域の取組支援】 ・従事者のニーズに合った研修が実施できている。	【12 町自立相談支援事業】 ・ケース検討を通じて、多機関連携の必要性が確認できている。 ・居住支援に係る体制の方向性が整理できている。 【県域の取組支援】 ・研修カリキュラムが整理され、支援員同士の顔が見える機会が確保されている。	【12 町自立相談支援事業】 ・ケースに応じた多機関連携による支援体制が構築されている。 ・居住支援に係る体制が整備できている。 【県域の取組支援】 ・支援員が互いに支え合うネットワークの構築に向けた検討が進んでいる。	【12 町自立相談支援事業】 ・ケースに応じた多機関連携による支援体制が構築されている。 ・居住支援法人としての実績が蓄積されている。 【県域の取組支援】 ・支援員が互いに支え合うネットワークの構築に向けた検討が進んでいる。	【12 町自立相談支援事業】 ・ケースに応じた多機関連携による支援体制が構築されている。 ・居住支援法人としての実績が蓄積されている。 【県域の取組支援】 ・支援員が互いに支え合うネットワークが構築されている。

重点取組 ⑤コロナ特例貸付借受世帯へのフォローアップ支援

●現状と課題

- ・コロナ特例貸付（貸付実績：約 4 万 4 千件・130 億円）借受世帯へのフォローアップ支援による生活再建が大きな課題である。
- ・特に未応答・無反応（償還も免除も実行していない債権）の借受世帯に対する支援が課題である。

●県社協の目指すべき方向性

- ・コロナ特例貸付借受世帯に対し、訪問等によるプッシュ型のフォローアップ支援を市町社協と連携して実施する。

●5年後の到達目標

- ・支援の必要な借受世帯に対して、生活福祉資金（本則）の貸付け、家計改善や就労支援など生活再建に向けた支援ができている。

●スケジュール

活動目標	R 7	R 8	R 9	R 1 0	R 1 1
	・フォローアップ支援に係る先進事例の収集・共有 ・コロナ特例貸付借受世帯（特に未応答者）の状況調査・支援（訪問等）の実施	・フォローアップ支援に係る先進事例の収集・共有 ・コロナ特例貸付借受世帯（特に未応答者）の状況調査・支援（訪問等）の実施	・新たなフォローアップ支援策の検討・実施 ・コロナ特例貸付借受世帯（特に未応答者）の状況調査・支援（訪問等）及び課題分析と支援方針の見直しの実施	・新たなフォローアップ支援策の検証 ・コロナ特例貸付借受世帯（特に未応答者）の状況調査・支援（訪問等）の実施	・フォローアップ支援策の改善・実施 ・コロナ特例貸付借受世帯（特に未応答者）の状況調査・支援（訪問等）の実施
成果目標	R 7	R 8	R 9	R 1 0	R 1 1
	・コロナ特例貸付未応答債権の減少（未 応 答 率 15 %⇒12%） ※未応答率＝未応答債権数 / 未完了債権数	・コロナ特例貸付未応答債権の減少（未応答率 9 %）	・コロナ特例貸付未応答債権の減少（未応答率 6 %）	・コロナ特例貸付未応答債権の減少（未応答率 3 %）	・コロナ特例貸付未応答債権の減少（未応答率 0 %）

基本目標 1 地域福祉を支える仕組みづくり

実施目標 2 包括的な支援体制の構築支援



推進事項 2 権利擁護支援の推進

- **取組の成果**
 - ・日常生活自立支援事業（※1）では、業務支援システムやキャッシュレス支援サービスを導入し、業務の効率化を図ったことにより利用者支援の充実につながった。
 - ・社協法人後見は 35 市町で体制が整備され、33 市町において受任中。終了案件を含めて約 600 件の受任実績となっている。
 - ・市民後見人（※2）養成講座は 35 市町で実施され、養成修了者は 722 名となっている。

- **課題**
 - ・日常生活自立支援事業における業務効率化と身寄りのない高齢者等への支援
 - ・社協における法人後見の受任と成年後見制度（※3）における中核機関（※4）の受託の両立

- **目指すべき方向性**
 - ・多職種連携における役割分担の明確化、不正防止強化及び業務支援システムを導入した業務改善
 - ・社協以外の法人後見の担い手育成と市民後見人の選任促進の取組

● 推進項目：指標

推進項目	指標	毎年度の目標
①日常生活自立支援事業の実施	専門員・生活支援員研修の開催	各 1 回 / 年
	担当者会議の開催	1 回 / 年
②成年後見制度利用促進に係る県域支援の実施	成年後見制度法人後見推進研修会の開催	1 回 / 年
③福祉サービスの苦情解決の支援	福祉サービス苦情解決研修会の受講者	150 人 / 年

【※1 日常生活自立支援事業】

認知症や知的・精神障がい等により、日常生活を営む上で必要な福祉サービスを自分の判断で適切に利用することが難しい人を対象に、「福祉サービスの利用援助」を基本サービスとして、「日常的な金銭管理」や「書類預かり」を行う事業

【※2 市民後見人】

市区町村が実施する養成研修を受講するなどして成年後見人等として必要な知識を得た一般市民の中から、家庭裁判所が成年後見人等として選任した方

【※3 成年後見制度】

認知症や知的障害、精神障害などによって判断能力が十分でない人の権利を守るため、家庭裁判所から選任された成年後見人等が、本人の意思を尊重しながら、財産管理や身上保護などの法律行為を代理で行う制度

【※4 中核機関】

本人や関係者等からの権利擁護支援や成年後見制度に関する相談を受け、必要に応じて専門的助言等を確保しつつ、権利擁護支援の内容の検討や支援を適切に実施するため、専門職団体・関係機関のコーディネートを行う機関や体制

重点取組 ⑥日常生活自立支援事業実施体制の強化

● 現状と課題

- ・限られた資源で増加する利用者に効果的に対応するため、支援の質の向上と業務効率化を図る必要がある。また、生活支援員の高齢化が進んでおり、新しい担い手の確保が課題である。
- ・キャッシュレス決済の普及やスマートフォンによる簡易な買い物が一般化する中で、収入以上にお金を使い過ぎてしまう方が増えており、キャッシュレス決済を前提とした支援の転換が求められている。

● 県社協の目指すべき方向性

- ・日常生活自立支援事業の実施体制の強化（身寄りのない高齢者等への生活支援を含む）を行う。
- ・キャッシュレス決済等社会状況の変化に対応した日常生活自立支援事業の新たな支援方法を模索していく。

● 5年後の到達目標

- ・権利擁護支援の中核的な事業となるよう、実施体制の強化が図られている。

● スケジュール

活動目標	R 7	R 8	R 9	R 1 0	R 1 1
	・専門員や生活支援員への研修及び担当者会議の開催 ・現行業務マニュアルの市町社協ヒアリング（課題把握）の実施 ・キャッシュレスサービスの導入に向けた説明会の実施	・専門員等が抱える課題を踏まえた研修等の実施 ・業務マニュアル改訂に係る検討会の設置 ・キャッシュレスサービスの導入市町社協による事例報告会の実施	・専門員等が抱える課題を踏まえた研修等の実施 ・業務マニュアル改訂に係る検討会の実施 ・事例報告会の開催及び未導入の市町社協への個別説明を実施	・専門員等が抱える課題を踏まえた研修等の実施 ・新たな業務マニュアルに係る検討会及び説明会の開催 ・事例報告会の開催及び未導入の市町社協への個別説明を実施	・専門員等が抱える課題を踏まえた研修等の実施 ・新たな業務マニュアルに係る検討会及び担当者会議の開催 ・事例報告会の開催及び未導入の市町社協への個別説明を実施
成果目標	R 7	R 8	R 9	R 1 0	R 1 1
	・専門員や生活支援員が抱えている課題整理ができています。 ・現行業務マニュアルの課題整理ができています。 ・10 市町社協でキャッシュレスサービスの導入ができ、業務効率化が図られている。	・専門員等が抱える課題解決に向けた支援方法や取組事例が提供できています。 ・検討会で、業務マニュアル改訂の方向性が整理されている。 ・15 市町社協でキャッシュレスサービスの導入ができ、業務効率化が図られている。	・専門員等が抱える課題解決に向けた支援方法や取組事例が提供できています。 ・新たな業務マニュアルが作成できています。 ・20 市町社協でキャッシュレスサービスの導入ができ、業務効率化が図られている。	・専門員等が抱える課題解決に向けた支援方法や取組事例が提供できています。 ・新たな業務マニュアルに対する理解が深まっている。 ・25 市町社協でキャッシュレスサービスの導入ができ、業務効率化が図られている。	・専門員等が抱える課題解決に向けた支援方法や取組事例が提供できています。 ・33 市町社協で新たな業務マニュアルに基づいた意思決定支援が実施できています。 ・33 市町社協でキャッシュレスサービスの導入ができ、業務効率化が図られている。

重点取組

⑦成年後見制度利用促進に係る県域支援の実施

- 現状と課題
- ・認知症や判断能力の低下に直面する高齢者が増加する中、意思決定を尊重しながら生活を支援する制度が必要とされている。
 - ・専門職の担い手が不足している一方、市民後見人の選任が進んでいない。また、法人後見の担い手も社協以外に増加していない。
- 県社協の目指すべき方向性
- ・市町社協において、身寄りのない高齢者等の見守り、生活支援など、日常生活自立支援事業や成年後見制度に留まらない総合的な権利擁護支援が展開できるよう支援する。
 - ・法人後見の担い手育成を行うとともに、市民後見人養成講座修了者の幅広い活躍の場づくりを推進する。
- 5年後の到達目標
- ・長期にわたる成年後見制度利用が想定される障害者や、支援困難な事案へ対応できる法人後見の担い手が確保されている。
 - ・市民後見人養成研修修了者の幅広い活躍の場ができています。

●スケジュール

活動目標	R 7	R 8	R 9	R 1 0	R 1 1
	・社協以外の法人後見の担い手を増やすため、法人後見研修の実施 ・市民後見人養成講座修了者による県域での情報交換場の設置	・社協以外の法人後見の担い手を増やすため、法人後見研修の実施 ・市民後見人養成講座修了者による県域での情報交換場の設置	・社協以外の法人後見の担い手を増やすため、法人後見研修の実施 ・市民後見人養成講座修了者による県域での情報交換場の設置	・社協以外の法人後見の担い手が増えることで、権利擁護支援の担い手の選択肢を増やす。 ・市民後見人養成講座修了者による県域での情報交換場の設置	・社協以外の法人後見の担い手が増えることで、権利擁護支援の担い手の選択肢を増やす。 ・市民後見人養成講座修了者による県域での情報交換場の設置
成果目標	R 7	R 8	R 9	R 1 0	R 1 1
	・社協以外の法人後見実施団体 5 団体 ・地域住民が地域住民を支える本人寄り添い型の後見人等の担い手が増える。	・社協以外の法人後見実施団体 8 団体 ・地域住民が地域住民を支える本人寄り添い型の後見人等の担い手が増える。	・社協以外の法人後見実施団体 11 団体 ・地域住民が地域住民を支える本人寄り添い型の後見人等の担い手を増やす。	・社協以外の法人後見実施団体 14 団体 ・日常生活自立支援事業生活支援員、法人後見支援員などの権利擁護支援の担い手だけでなく、居住支援や身寄りのない高齢者等生活支援の担い手を増やす。	・社協以外の法人後見実施団体 17 団体 ・日常生活自立支援事業生活支援員、法人後見支援員などの権利擁護支援の担い手だけでなく、居住支援や身寄りのない高齢者等生活支援の担い手を増やす。

POINT!

権利擁護支援とは
意思決定支援等による権利行使の支援や、虐待対応や財産上の不当取引への対応における権利侵害からの回復支援を主要な手段として、支援を必要とする人が地域社会に参加し、共に自立した生活を送るという目的を実現するための支援活動
第二期成年後見制度利用促進基本計画において、地域共生社会の実現という目的に向け、本人を中心にした支援・活動における共通基盤となる考え方として「権利擁護支援」を位置付けている。

地域共生社会の実現に向けた権利擁護支援



[厚生労働省成年後見制度利用促進室資料参照・加工]

基本目標 1 地域福祉を支える仕組みづくり

実施目標 2 包括的な支援体制の構築支援



推進事項 3 孤独・孤立対策の推進

- **取組の成果**
 - ・「ふじのくに孤独・孤立対策プラットフォーム」を設立（令和5年9月）し、本県における孤独・孤立対策を継続して推進していく基盤を整備することができた。（令和6年12月末の加入団体数135団体）
 - ・ひきこもり支援に係る県アドバイザーを28市町に派遣し、市町担当課長会議等を通じて、市町のひきこもり相談支援体制の整備・充実につなげた。
 - ・「医療的ケア児（※1）と地域のつながりに関する調査」を実施した結果、医療的ケア児・者家族の「孤独感」が6割（一般的な子育て世帯の孤独感は4割弱）であることや、課題が明確になった。
- **課題**
 - ・市町における孤独・孤立対策に取り組む官・民・NPO等の関係団体間のネットワークづくり
 - ・市町における早期発見、早期支援につながる包括的なひきこもり支援体制の構築
 - ・医療的ケア児・者家族が必要な情報にアクセスできる環境整備や「情報交換・交流の場」の確保
- **目指すべき方向性**
 - ・孤独・孤立についての理解・意識や機運を社会全体で高めていく広報啓発を実施していくとともに、官・民・NPO等との連携を強化し、孤独・孤立を予防する地域づくり
 - ・市町におけるひきこもり地域支援センター（※2）の設置など、市町の取組促進に向けた支援
 - ・医療的ケア児・者家族の孤独感を軽減する取組の推進

● 推進項目：指標

推進項目	指標	毎年度の目標
①孤独・孤立対策事業の実施	シンポジウム、地域別ワークショップの開催	各1回／年
②市町におけるひきこもり支援の体制づくり	県内自治体全体への担当者会議の開催	1回／年
③医療的ケア児・者家族等のつながりづくり	啓発活動（講演会等）の実施、ニーズ調査の実施・集約	1回／年
④児童養護施設等退所者への就学等支援	継続的な事業実施のための財源確保（募金等）	100万円／年

- 【※1 医療的ケア児】
日常生活及び社会生活を営むために、恒常的に医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為）を受けることが不可欠である児童
- 【※2 ひきこもり地域支援センター】
①相談支援、②居場所づくり、③地域のネットワークづくり、④当事者会・家族会の開催、⑤住民への普及啓発等を総合的に実施する機関

⑧孤独・孤立対策事業の実施

- **現状と課題**
 - ・現代社会においては、人と人との「つながり」が希薄化し、望まない孤独・孤立の問題が顕在化している。また、今後、単身世帯や単身高齢世帯の増加が見込まれる中、孤独・孤立の問題の深刻化が懸念されている。そのため、人生のあらゆる場面で誰にでも起こり得るこの問題に、社会全体で対応していく必要がある。
- **県社協の目指すべき方向性**
 - ・孤独・孤立対策の推進に係る市町の取組を県と連携して支援する。
- **5年後の到達目標**
 - ・静岡県版の官民連携プラットフォームに多数の団体が参画し、孤独・孤立対策の必要性を共有できている。
 - ・市町において行政と参画団体が連携し、孤独・孤立対策の取組が出来ている。

● スケジュール

活動目標	R 7	R 8	R 9	R 1 0	R 1 1
	・孤独・孤立対策の必要性理解者を増やすためプラットフォームへの参加促進 ・孤独・孤立対策地域協議会の設置など市町行政の取組に対する支援の実施	・孤独・孤立対策の必要性理解者を増やすためプラットフォームへの参加促進 ・孤独・孤立対策地域協議会の設置など市町行政の取組に対する支援の実施	・孤独・孤立対策の必要性理解者を増やすためプラットフォームへの参加促進 ・孤独・孤立対策地域協議会の設置など市町行政の取組に対する支援の実施	・孤独・孤立対策の必要性理解者を増やすためプラットフォームへの参加促進 ・孤独・孤立対策地域協議会の設置など市町行政の取組に対する支援の実施	・孤独・孤立対策の必要性理解者を増やすためプラットフォームへの参加促進 ・孤独・孤立対策地域協議会の設置など市町行政の取組に対する支援の実施
成果目標	R 7	R 8	R 9	R 1 0	R 1 1
	・県域官民連携プラットフォームへの参画団体の増加(230団体) ・市町での孤独・孤立対策の取組の増加(7市町)	・県域官民連携プラットフォームへの参画団体の増加(330団体) ・市町での孤独・孤立対策の取組の増加(14市町)	・県域官民連携プラットフォームへの参画団体の増加(430団体) ・市町での孤独・孤立対策の取組の増加(21市町)	・県域官民連携プラットフォームへの参画団体の増加(530団体) ・市町での孤独・孤立対策の取組の増加(28市町)	・県域官民連携プラットフォームへの参画団体の増加(650団体) ・市町での孤独・孤立対策の取組の増加(35市町)

重点取組

⑨市町におけるひきこもり支援の体制づくり

●現状と課題

- ・内閣府の調査では、ひきこもり状態にある人が全国に 146 万人いると推計されており、市町における支援体制の構築が喫緊の重要課題となっている。

●県社協の目指すべき方向性

- ・市町におけるひきこもり地域支援センターの設置など、市町の取組を県と連携して支援する。

●5年後の到達目標

- ・県内 35 市町において、ひきこもりの支援体制が構築されている。

●スケジュール

活動目標	R 7	R 8	R 9	R 1 0	R 1 1
	・市町の要望・状況を把握し、10 市町にアドバイザー派遣を実施 ・市町担当者や市町社協が相互に情報共有ができる担当者会議や交流の場の設置	・市町の要望・状況を把握し、10 市町にアドバイザー派遣を実施 ・市町が連携先を把握できるよう庁内連携や地域の資源を意識できるよう情報提供を実施	・市町の要望・状況を把握し、10 市町にアドバイザー派遣を実施 ・市町が地域課題を把握できるよう、ニーズ整理の方法等への後方支援の実施	・市町の要望・状況を把握し、10 市町にアドバイザー派遣を実施 ・市町が地域の当事者家族の相談を受けることができ、地域資源の創設を検討できるよう後方支援の実施	・市町の要望・状況を把握し、10 市町にアドバイザー派遣を実施 ・市町が地域の当事者家族の相談を受けることができ、地域資源につなげ、また市町を超えた当事者家族の受け入れができるよう後方支援の実施
成果目標	R 7	R 8	R 9	R 1 0	R 1 1
	・県内 10 市町において支援施策が制度化されている。 ・市町における支援者の連携の場が構築されている。	・県内 15 市町において支援施策が制度化されている。 ・市町における支援者の連携が見える化されている。	・県内 20 市町において支援施策が制度化されている。 ・市町における支援者の連携によりニーズが把握できている。	・県内 25 市町において支援施策が制度化されている。 ・市町における対象者の支援が実施できる。	・県内 35 市町において支援策が制度化されている。 ・市町を超えた対象者の受け入れができる。

重点取組

⑩医療的ケア児・者家族等のつながりづくり

●現状と課題

- ・医療的ケア児の家族を対象とした県社協の調査において、「孤独」を感じたことがある方が 62％、居住地の福祉サービスに制約があると回答した人は 69％に上った。そのため、当事者家族が必要な情報にアクセスできる環境整備や情報交換・交流の場を確保していくことが課題となっている。

●県社協の目指すべき方向性

- ・医療的ケア児・者家族の孤独感を軽減する取組を推進する。

●5年後の到達目標

- ・医療的ケア児・者家族への社会の理解が促進されている。
- ・医療的ケア児・者家族が必要な情報にアクセスできる環境が整備されている。
- ・医療的ケア児・者家族の自助グループができている。

●スケジュール

活動目標	R 7	R 8	R 9	R 1 0	R 1 1
	・医療的ケア児・者に関する講演会の実施 ・福祉施設への調査の実施 ・医療的ケア児・者家族による検討会の開催	・医療的ケア児・者に関する研修の実施 ・市町行政への調査の実施 ・医療的ケア児・者家族による検討会の開催	・医療的ケア児・者に関する研修の実施 ・情報に関する検討委員会の設置・開催 ・医療的ケア児・者家族による検討会の開催	・医療的ケア児・者に関する研修の実施 ・情報に関する検討委員会の開催 ・医療的ケア児・者家族による検討会の開催	・医療的ケア児家族への孤独感に関する調査の実施 ・情報に関する検討委員会の開催 ・医療的ケア児・者家族による検討会の開催
成果目標	R 7	R 8	R 9	R 1 0	R 1 1
	・参加者の認識の変化が研修後のアンケートで確認できる。 ・福祉施設への受入れに関する課題が把握できている。 ・医療的ケア児・者家族の交流する場が試行的に実施できている。	・受講者の認識の変化が研修後のアンケートで確認できる。 ・福祉サービスに関する課題が把握できている。 ・医療的ケア児・者家族と支援者の交流する場ができている。	・受講者の認識の変化が研修後のアンケートで確認できる。 ・医療的ケア児・者家族が必要な情報が整理されている。 ・医療的ケア児・者家族と支援者の交流する場が定期的に行われている。	・受講者の認識の変化が研修後のアンケートで確認できる。 ・医療的ケア児・者家族が必要な情報を市町行政、福祉施設及び医療機関が提供できている。 ・医療的ケア児・者家族と支援者の交流する場が定期的に行われている。	・孤独を感じる世帯の割合が R 6 年度調査（6 割）から減少する。 ・医療的ケア児・者家族が必要な情報サイトができている。 ・医療的ケア児・者家族と支援者の交流する場が定期的に行われている。

基本目標 1 地域福祉を支える仕組みづくり

実施目標 2 包括的な支援体制の構築支援



推進事項 4 参加支援・地域づくり

- **取組の成果**
 - ・ 地域福祉を推進する基礎組織（自治会や地区社協等）やボランティア、民生委員・児童委員等と連携し、住民主体の小地域での福祉活動を推進した。
 - ・ 県や市町社協等と連携し、包括的な支援体制の構築に向けた調整役となる「生活支援コーディネーター（※1）」や「コミュニティソーシャルワーカー（※2）」の養成を行った。
- **課題**
 - ・ 地域づくりを進めるための他分野との連携
 - ・ 地域の支え合いの体制を整備するための担い手確保
- **目指すべき方向性**
 - ・ 世代や属性を超えた交流と、福祉分野に限らず他分野の動向を視野に入れた取組
 - ・ 生活支援コーディネーターやコミュニティソーシャルワーカーが地域活動に参加・交流できる居場所の整備や交流の場づくりを促進する
 - ・ 生活支援コーディネーター、コミュニティソーシャルワーカーの養成と資質向上

● 推進項目：指標

推進項目	指標	毎年度の目標
①介護予防・日常生活支援の取組の推進	生活支援コーディネーター養成研修受講者数	50 人 / 年
	生活支援コーディネータースキルアップ研修受講者数	50 人 / 年
②共生の居場所づくりの支援	ふじのくに型福祉サービス（※3）実践者派遣回数	10 回 / 年
	こどもの居場所助成件数	60 件 / 年
③地域の担い手の確保	コミュニティワーク研修（3本）の受講者数	各 30 名 / 年
	コミュニティソーシャルワーク実践者養成研修の受講者数	30 名 / 年

【※1 生活支援コーディネーター】

「地域支え合い推進員」という別名でも呼ばれており、地域の方々や関係者の話し合いをサポートし、高齢者の生活支援や介護予防の基盤整備を推進することを目的としている。（県社協では、令和2年度から令和6年度までの5年間で893人を養成）

【※2 コミュニティソーシャルワーカー】

地域に出向いて様々な困りごとを把握し、その解決に向けて取り組むとともに、住民やボランティア、福祉関係者等と協力しながら誰もが安心して暮らせる地域づくりを進める。既存の制度で対応できない問題に対し、行政をはじめ多方面に働きかけ新たな仕組みの創出を目指す。（県社協では、令和2年度から令和6年度までの5年間で134人を養成）

【※3 ふじのくに型福祉サービス】

年齢や障害の有無に関わらず、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせる“垣根のない福祉”をコンセプトにした、静岡県が市町・団体・事業所等と協働して推進している福祉サービスの理念。

静岡県社協ホームページ
ふじのくに型福祉サービスについて

静岡県ホームページ
ふじのくに型福祉サービスについて

POINT!

個別支援と地域づくりの一体的な展開を目指して

社協や社会福祉施設等には、多様な地域活動を支援する専門員（コミュニティソーシャルワーカー、生活支援コーディネーター等）が配置され、地域活動の普及促進を行っています。

個人や世帯の支援や地域を俯瞰して現状の制度やサービスで何が足りないか考えたり、ボランティア、市民活動団体、NPO、企業等をつなげたり、対象者の組織化やピアサポート活動を後押ししたり、結果的に地域に新たなインフォーマルな支援を生み出すことにもつながります。

事例として、市町社協のコミュニティソーシャルワーカーの実践を紹介します。

事例 長泉町の不登校及び行き渋りの子を持つ親の会「こぶねカフェ」立ち上げと連携のかたち

令和6年4月に「不登校であることを他者に打ち明けにくく相談先がない。」「不登校であることで学校や地域とのつながりが薄く、孤独を感じている。」と不登校の子ども親からコミュニティソーシャルワーカーに相談がありました。長泉町役場と不登校及び行き渋りの子は行き渋りの子が多いという現状を共有し、相談者と情報交換を行いながら親同士がつながれる団体の立ち上げと運営協力を開始しました。

令和6年8月に情報交換や想いの吐き出しの場としてピアサポート機能をもつ居場所「こぶねカフェ」を開催。約月1回の頻度で開催しています。

こぶねカフェに参加した保護者からは、「情報共有できる場所があることで日々の不安やストレスを解消できる場所を見つけた」「同じ立場の親同士がつながり、安心して子どもに向き合えた」と子育てに悩む孤独感の緩和につながりました。「同じ思いをしている保護者にわたしたちの存在を伝えたい」とInstagramを開発し、またチラシやパンフレットを制作しました。チラシは校長会で報告、町内の公共施設へ配架し周知を行っています。また、参加者はオープンチャットでつながり、日常的に情報交換も可能となりました。



こぶねカフェ
チラシ

こぶねカフェ
公式 Instagram

基本目標 2 地域福祉を支える組織・人づくり

実施目標 1 地域共生社会の基盤となる市町村社協を支援します

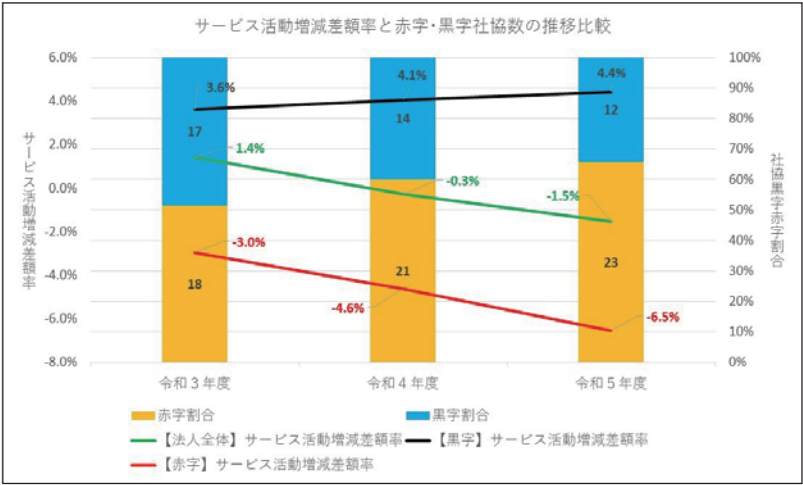


推進事項 1 市町村社協の連絡調整及び基盤強化

- **取組の成果**
 - ・市町村社協連絡協議会及び総務部会、介護保険部会、相談部会、広報啓発部会の開催により、市町村社協における各事業の支援を行うことができた。
 - ・市町村社協の基盤強化と活動支援においては、全社協が作成した「市区町村社協経営指針に基づくチェックリスト」及び「市区町村社協中期経営計画策定の手引き」の活用により、県内 35 市町村社協の経営実態を把握した。
- **課題**
 - ・県内 35 市町村社協の経営実態を分析した結果、法人全体では 6 割、介護保険事業では 7 割が赤字
 - ・市町村社協における経営面、事業面における先駆的取組や課題の把握と支援策の検討
- **目指すべき方向性**
 - ・市町村社協自身が、経営状況を的確に把握し、経営分析と改善を組織全体で取り組むとともに、具体的な改善策を提示した伴走支援
 - ・市町村社協ヒアリングを実施し、市町村社協が抱える課題や新たな取組等を把握し、県社協が実施する市町村社協支援事業に反映

● 推進項目：指標

推進項目	指標	毎年度の目標
①市町村社協の相互の連絡調整支援	市町村社協連絡協議会幹事会及び 4 部会の開催	各 1 回 / 年
②市町村社協の基盤強化と活動支援	市町村社協財務分析の実施	35 市町実施 / 年
	市町村社協ヒアリングの実施	R8 東部ブロック R9 中部ブロック R10 西部ブロック
	みんなで支える地域福祉促進事業の助成件数	5 件 / 年



法人全体では、サービス活動増減差額率は減少傾向であり、令和 5 年度の平均値は－1.5%と悪化している。なお、令和 5 年度の県内市町村社協における増減差額率の最高値は 12.0%（増減差額：17,537,836 円）、最低値は△18.0%（同：△43,221,821 円）であった。また、増減差額が赤字の市町村社協は、令和 3 年度が 18 社協、令和 4 年度が 21 社協、令和 5 年度が 23 社協と増加している。

重点取組 ⑪市町村社協の基盤強化と活動支援

- **現状と課題**
 - ・市町村社協経営基盤強化検討委員会において市町村社協の令和 5 年度決算による財務分析を行ったところ、赤字計上した市町村社協は法人全体で 6 割、介護保険事業では 7 割という結果であり、市町村社協の経営改善の取組は急務である。
- **県社協の目指すべき方向性**
 - ・年度ごと継続的に市町村社協の財務分析を行うとともに、市町村社協が組織の経営状態を把握し、経営分析と改善を組織全体で取り組めるように、具体的な改善策を提示して伴走支援を行う。
 - ・財務分析については、法人全体のほか、事業別（地域福祉推進事業、介護保険事業、会館管理事業など）の分析も行い、社協の収益構造を把握する。
- **5 年後の到達目標**
 - ・財政基盤の強化に向けた支援ツール（市町村社協経営改善の手引き（仮称）等）を活用し、市町村社協の個別支援ができる状態になっている。

● スケジュール

	R 7	R 8	R 9	R 1 0	R 1 1
	・市町村社協経営基盤強化検討委員会の開催	・市町村社協経営基盤強化検討委員会の開催	・経営改善に係る市町村社協の個別支援（市社協 1 か所、町社協 1 か所）の実施 ・市町村社協経営基盤強化検討委員会の開催	・経営改善に係る市町村社協の個別支援（市社協 1 か所、町社協 1 か所）の実施 ・市町村社協経営強化検討委員会の開催	・経営改善に係る市町村社協の個別支援（市社協 1 か所、町社協 1 か所）の実施 ・市町村社協経営基盤強化検討委員会の開催
成果目標	R 7	R 8	R 9	R 1 0	R 1 1
	・市町村社協経営改善の手引き（仮称）の完成	・市町村社協における個別支援スキーム（市町村社協経営改善の手引き（仮称）の活用方法）を具現化できている。	・個別支援による経営改善の途中経過を委員会で検証できている。	・個別支援による経営改善の途中経過を委員会で検証できている。	・個別支援による経営改善の結果を委員会で検証できている。

基本目標 2 地域福祉を支える組織・人づくり

実施目標 1 地域共生社会の基盤となる市町社協を支援します



推進事項 2 人材確保と専門性向上の推進

- **取組の成果**
 - ・新しい制度や施策に対応するために、各種研修・会議等を企画し、社協職員として活動に必要な知識、ノウハウを学ぶ場を提供した。
- **課題**
 - ・社協職員として職位階層別に求められる知識や実践力を養うための研修が、専門業務別の研修に比べて十分に実施できていない。
 - ・福祉分野に関する法律や制度が充実し、社協事業の専門分化が進み、事務局内の縦割りが進むとともに、1人の職員が専門的な業務を担当することにより他の職員に聞くことができずに孤立するケースがみられる。
- **目指すべき方向性**
 - ・社協職員を対象とした職位階層別研修の充実
 - ・担当業務の枠を超えた広い視点で情報共有や連携について学べる研修の開催や機会の設定

● 推進項目：指標

推進項目	指標	毎年度の目標
①階層別・分野別研修及び会議の実施	市町社協新任職員研修の受講者数	35 人 / 年
	市町社協中間管理職員研修の受講者数	20 人 / 年
②社協職員向け研修計画の構築	社協人材育成委員会（仮称）の開催	2 回 / 年

県社協が主催した市町社協職員向け研修・会議（令和 6 年度）

階層別研修・会議 （5 本）	新任職員研修、中間管理職研修、新任事務局長会議、事務局長会議、会長セミナー
専門業務別研修・会議 （39 本）	ボランティア担当者会議、成年後見意思決定支援研修、会計実務研修、被災者支援研修会 等

会長セミナーの様子



新任職員研修の様子



重点取組 ⑫社協職員向け研修計画の構築

- **現状と課題**
 - ・市区町村社協経営指針に基づくチェックリストによる自己点検を全ての市町社協が実施した結果、「職員の確保・育成・定着支援」の項目について、「あまりできていない」「できていない」という回答が合わせて 6 割を超えた。県社協が主催する市町社協職員を対象とした研修・会議について、約 9 割が担当業務のスキル向上を主な内容とし
 - ・たものであり、職位階層別に必要な知識やノウハウを習得するための研修・会議は約 1 割だった。（令和 6 年度に開催した研修・会議）
 - 職員確保・定着と質の向上のための人材育成の仕組みづくりは、社協の重要な課題である。

市区町村社協経営指針に基づくチェックリストによる自己点検結果（令和 5 年度実施）						全 54 項目中下位 5 項目（できていない）					
全 54 項目中上位 5 項目（できている）						全 54 項目中下位 5 項目（できていない）					
評価項目	スコア	できている	ある程度できている	あまりできていない	できていない	評価項目	スコア	できている	ある程度できている	あまりできていない	できていない
地域福祉計画策定への参画	91.4	77.1%	20.0%	2.9%	0.0%	ボランティアの育成、ボランティアグループや NPO の立ち上げ、活動支援	43.8	2.9%	45.7%	31.4%	20.0%
相談を断らず、関係機関と連携し、受け止める体制づくり	84.8	54.3%	45.7%	0.0%	0.0%	職員の確保・育成・定着支援	43.8	5.7%	31.4%	51.4%	11.4%
情報公開の適切な実施	84.8	57.1%	40.0%	2.9%	0.0%	中・長期的な経営計画に基づく組織経営	41.9	11.4%	28.6%	34.3%	25.7%
適切な経理事務の遂行、不正防止	83.8	51.4%	48.6%	0.0%	0.0%	事業継続計画（BCP）の策定	39.0	8.6%	31.4%	28.6%	31.4%
権利擁護支援に関する事業の実施	78.1	42.9%	48.6%	8.6%	0.0%	圏域ごとの地域福祉活動計画（小地域福祉活動計画）の策定	37.8	14.3%	14.3%	25.7%	31.4%

- **県社協の目指すべき方向性**
 - 県社協の主催研修・会議について、
 - ①職位階層別の研修の充実を図る。
 - ②担当業務別の研修や会議を体系化し、必要に応じて部署間の連携による企画・開催に努める。
 - ①と②を視える化し、市町社協の人材育成に役立ててもらう。

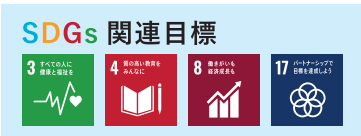
- **5 年後の到達目標**
 - ・市町社協の参画を得て、「社協職員向け研修計画（仮称）」が策定されている。
 - ・県社協の主催研修について、企画、評価、受講調整が部署を超えて横断的に行われるようになっている。

● スケジュール

活動目標	R 7	R 8	R 9	R 1 0	R 1 1
	・社協人材育成委員会（仮称）の設置、開催	・社協人材育成委員会（仮称）の開催	・社協人材育成委員会（仮称）の開催	・社協人材育成委員会（仮称）の開催	・社協人材育成委員会（仮称）の開催
成果目標	R 7	R 8	R 9	R 1 0	R 1 1
	・社協職員向け研修計画（仮称）の素案が作成されている。	・社協職員向け研修計画（仮称）が完成している。（令和 9 年度県社協主催研修の企画調整・予算調整等）	・社協人材育成委員会（仮称）にて県社協主催研修の評価、次年度研修の企画立案の検討が行われている。	・社協人材育成委員会（仮称）にて県社協主催研修の評価、次年度研修の企画立案の検討が行われている。	・社協人材育成委員会（仮称）にて県社協主催研修の評価、次年度研修の企画立案の検討が行われている。

基本目標 2 地域福祉を支える組織・人づくり

実施目標 2 社会福祉事業者等を支援します



推進事項 1 人材確保の推進と定着の支援

- **取組の成果**
 - ・CMや雑誌掲載などの広告媒体による広報や、学校などへの魅力アップセミナーの開催を通じて、福祉の仕事のイメージアップを図った。
 - ・福祉人材の養成校、国・県などの行政機関や、福祉業界関係団体と連携を深め、多様な人材確保や就労環境の改善に向けた取組を通して、業界が一丸となり福祉人材確保を推進した。
 - ・福祉人材の資質向上のため、集合型・ライブ配信・録画配信など多様化させ、受講機会の増加を図った。
- **課題**
 - ・事業所、行政（教育委員会含む）、養成校、ハローワークとの連携強化
 - ・若年層への就職支援アプローチの強化
 - ・研修受講者確保に向けたニーズの把握と受講機会の創出
- **目指すべき方向性**
 - ・社会福祉人材センターの認知度向上
 - ・福祉の仕事のイメージチェンジ
 - ・福祉事業者の更なる知識・意識・質の向上や、職場環境改善を推進する研修の企画

● 推進項目：指標

推進項目	指標	毎年度の目標
①社会福祉人材センターの運営及び利用促進	主催及び他者主催の就職イベント実施、参加回数	最低 120 回以上 / 年
②事業者等と福祉人材確保・定着実践研究会の実施	事業所独自の就職相談会のランディングページ掲載数	10 社 / 年
	大学、事業所と連携したイベントの開催	1 回以上 / 年
③他機関との連携による外国人介護人材の受入・定着支援	研修会及び交流会の開催	30 回以上 / 年
	専門アドバイザー派遣もしくは施設訪問	60 回 / 年
④将来の福祉人材確保に向けた多様なアプローチ	・職場体験 ・魅力発見セミナー ・学び体験ツアー	1,000 人体験 / 年 150 講座 / 年 3 回 / 年
⑤保育士、介護福祉士等の資金貸付事業の実施	借受人に対する就学・就業状況の確認	1 回 / 年
⑥職員の資質向上機会の提供	自主研修の開催	50 本以上 / 年
⑦事業所内の人財育成の支援	事業所での人材育成方法や取組など、優れた事例の紹介を情報共有する研修の開催	1 回 / 年

⑬社会福祉人材センターの運営及び利用促進

- **現状と課題**
 - ・本県の介護人材は 2040 年度に 1 万人以上不足すると推計されるが、幅広い世代への就業促進や一人ひとりがやりがいを感じられる職場環境の構築、外国人介護人材の確保が十分ではない。
 - ・保育人材確保においても、直近 5 年の保育士有効求人倍率は 3 倍前後で推移し、慢性的に保育士が不足している現状であるとともに、養成施設では入学者数の減少傾向が続いており、保育人材確保対策が十分ではない。
- **県社協の目指すべき方向性**
 - ・「静岡県国際介護人材サポートセンター」「静岡県障害人材サポートセンター」「しずおか保育士・保育所支援センター」を中心に福祉人材確保を図る。
 - ・福祉業務従事者に対して、知識、意識、質の向上につながる多様な研修を行い、福祉人材の定着に取り組む。
 - ・多くの人に活用される社会福祉人材センターを目指し、福祉人材確保と定着に関する情報が気軽に検索、閲覧できる仕組みを構築する。
- **5 年後の到達目標**
 - ・社会福祉人材センターを通じて福祉業界へ就職する人が毎年 1,000 人。
 - ・求職者と求人事業所がサイトを利用して情報を容易に入手できている。



静岡県社協ホームページ
研修情報等について

● スケジュール

	R 7	R 8	R 9	R 1 0	R 1 1
	・ランディングページの構築作業の実施 ・市町行政、市町社協、労働局、福祉事業所や県社協内部の連携を図り、地域の実情に応じた効果的な福祉人材確保、定着支援を実施	・ランディングページの公開 ・市町行政、市町社協、労働局、福祉事業所や県社協内部の連携を図り、地域の実情に応じた効果的な福祉人材確保、定着支援を実施	・ランディングページの運用と掲載情報の見直し・更新の実施 ・市町行政、市町社協、労働局、福祉事業所や県社協内部の連携を図り、地域の実情に応じた効果的な福祉人材確保、定着支援を実施	・ランディングページの運用と掲載情報の見直し・更新の実施 ・市町行政、市町社協、労働局、福祉事業所や県社協内部の連携を図り、地域の実情に応じた効果的な福祉人材確保、定着支援を実施	・ランディングページの運用と掲載情報の見直し・更新の実施 ・市町行政、市町社協、労働局、福祉事業所や県社協内部の連携を図り、地域の実情に応じた効果的な福祉人材確保、定着支援を実施
成果目標	R 7	R 8	R 9	R 1 0	R 1 1
	・人材センター事業、事業所の情報が分かりやすく掲載されたサイトの設計 ・福祉人材の採用者数 1,000 人 (R5 実績：598 人) ・マッチング支援者数 500 人 (R5 実績：653 人) ・就職相談会参加者の求職登録 240 人 (R5 実績：161 人)	・人材センター事業、事業所の情報が分かりやすく掲載されたサイトの完成 ・福祉人材の採用者数 1,000 人 ・マッチング支援者数 500 人 ・就職相談会参加者の求職登録 240 人	・人材センター事業、事業所の情報が分かりやすく掲載されたサイトの運用 ・福祉人材の採用者数 1,000 人 ・マッチング支援者数 500 人 ・就職相談会参加者の求職登録 240 人	・人材センター事業、事業所の情報が分かりやすく掲載されたサイトの運用 ・福祉人材の採用者数 1,000 人 ・マッチング支援者数 500 人 ・就職相談会参加者の求職登録 240 人	・人材センター事業、事業所の情報が分かりやすく掲載されたサイトの運用 ・福祉人材の採用者数 1,000 人 ・マッチング支援者数 500 人 ・就職相談会参加者の求職登録 240 人

基本目標 2 地域福祉を支える組織・人づくり

実施目標 2 社会福祉事業者等を支援します



推進事項 2 経営支援の推進

- **取組の成果**
 - ・社会福祉事業者に対し、経営指導事業による相談支援や研修会、助成事業等を実施し、経営基盤とガバナンス強化が図られた。
 - ・福祉サービス第三者評価事業（※1）を実施し、受審事業所における福祉サービスの質の向上に寄与した。
 - ・社会福祉法人の地域における公益的な取組について、事例報告会の開催や事例集を作成し、広く発信し、各法人における取組推進が図られた。
 - ・社会福祉関係団体と県担当部局が一堂に会する、意見交換の場を設け、種別を超えた福祉課題を共有したほか、児童虐待防止など社会全体で取り組むべき課題について行政や関係団体と協働して啓発し、課題解決に取り組んだ。
- **課題**
 - ・社会福祉事業者等の「福祉人材確保・定着支援」や「DX 推進（※2）」等への取組
 - ・社会福祉関係団体等と安定した組織運営に必要な人材や財源確保への継続的な取組支援
- **目指すべき方向性**
 - ・「福祉人材確保・定着支援」や「DX 推進」を実施している社会福祉事業者等の事例の紹介やアドバイザー等に方策を相談できる体制を構築する。
 - ・福祉関係団体の課題解決に向けて課題や意向を取りまとめ、行政や関係団体と協働して取り組むことができるよう、継続して県等に要望すると共に、助成等による活動の支援を実施する。

● 推進項目：指標

推進項目	指標	毎年度の目標
①経理、労務、施設・法人運営等の支援	福祉施設経営指導事業の相談件数	500 件 / 年
	経理、労務、施設経営等に関する WEB 研修の開催	14 回実施 / 年
	福祉サービス第三者評価事業の実施	10 件受託 / 年
②助成による活動支援	助成メニューの開発・検討（社会福祉事業振興のための助成事業、神谷基金障がい者自立支援事業）	毎年実施

【※1 福祉サービス第三者評価事業】
社会福祉法第 78 条の規定に基づき、福祉サービス事業者の提供するサービスの質を当事者（事業者及び利用者）以外の公正・中立な第三者機関が、専門的かつ客観的な立場から評価する事業

【※2 DX】
デジタルトランスフォーメーション (Digital Transformation) の略称。
企業がビジネス環境の激しい変化に対応し、データとデジタル技術を活用して、顧客や社会のニーズを基に、製品やサービス、ビジネスモデルを変革するとともに、業務そのものや、組織、プロセス、企業文化・風土を変革し、競争上の優位性を確立すること。（経済産業省「デジタルガバナンス・コード 3.0」における定義）

重点取組 ⑭経理、労務、施設・法人運営に関する支援

- **現状と課題**
 - ・社会福祉法人等には、地域におけるセーフティネットの一翼を担っていることを十分に理解し、それぞれの法人が自律的な経営を確立するとともに、連携・協働の上、事業を展開することが期待されている。
 - ・社会福祉施設からは、「人材確保・育成・定着や情報共有の活性化に向けたグループウェアの導入支援や業務の効率化・省力化に向けた取組支援」が求められている。
- **県社協の目指すべき方向性**
 - ・社会福祉法人等が常に利用者の立場に立って、良質かつ適切な福祉サービスを提供していくためには、サービスの質の向上に向けた体制構築・コンプライアンス（法令遵守）の徹底、ガバナンス（組織統治）、及び財務規律の強化に向けた既存の取組を継続できるよう、研修等を実施し支援する。
 - ・新たに、県社会福祉法人経営者協議会（県経営協）と連携して、サービス提供の根幹である福祉人材の確保・育成・定着に向けた取組等に関する相談体制を強化するとともに研修会等を開催する。
- **5 年後の到達目標**
 - ・良質かつ適切なサービスが、継続的・安定的に提供されている。

● スケジュール

活動目標	R 7	R 8	R 9	R 1 0	R 1 1
	・県経営協や種別協議会（種別協）との意見交換会の開催（年 2 回） ・障害・児童分野・救護施設等へのアンケート実施と、課題の把握	・県経営協や種別協議会（種別協）との意見交換会の開催（年 2 回） ・アンケートの分析を踏まえ、相談・研修事業内容等を検討 ・民間社会福祉施設運営基金助成メニューの見直し	・県経営協や種別協議会（種別協）との意見交換会の開催（年 2 回） ・新しい相談・研修メニューの開始	・県経営協や種別協議会（種別協）との意見交換会の開催（年 2 回） ・経営改善につながった効果的な事例等を踏まえ、報告会（研修会）を開催 ・民間社会福祉施設運営基金助成メニューの見直し	・県経営協や種別協議会（種別協）との意見交換会の開催（年 2 回） ・アンケートを実施し、ICT 機器等の活用状況の把握、報告会（研修会）の開催
成果目標	R 7	R 8	R 9	R 1 0	R 1 1
	・具体的な課題の把握 ・県内事業所の ICT 機器等の導入率の把握	・新しい相談・研修メニューの決定	・実施状況の検証 ・相談件数年間 500 件	・活用事例の収集・効果の波及 ・相談件数年間 500 件	・評価（R12 以降への反映） ・相談件数年間 500 件 ・R8 アンケート分析結果を踏まえて目標を設定する。

< 経営相談事業相談実績 > (単位：件)

相談内容別	R2	R3	R4	R5	R6	計
会計・税務相談	462	371	339	378	317	1,867
社会保険労務相談	119	94	88	85	86	472
施設経営相談	0	0	0	0	4	4
法律相談	7	4	4	3	1	19
合 計	588	469	431	466	408	2,362

※令和 6 年度は、2 月末の実績件数

基本目標 3 災害福祉支援体制づくり

実施目標 1 災害に備えた支援体制を構築します

SDGs 関連目標

3

3

3

5

5

5

6

6

6

10

10

10

11

11

11

17

17

17

推進事項 1 県社協組織の体制強化

- 取組の成果
- ・ 令和3年度から4年連続して県内で発生した災害において、県内市町社協が災害対応を実施した際、これまで体制整備を行ってきた各種支援協定や災害ボランティア活動用資機材、クラウドサービス kintone(キントーン) などを活用し、迅速で円滑な後方支援を行うことができた。

・ 災害ボランティア活動用資機材の整備については、新たに伊豆市、森町、富士市、静岡市、浜松市にストックヤードを設置し、支援体制を強化した。(県内8か所に設置)
- 課題
- ・ 市町災害ボランティアセンター(以下、市町災害 VC) の立ち上げ、運営や平時における訓練実施などについて、個別に助言、アドバイスができる支援体制の強化

・ 災害ボランティアセンターの運営に対する、職員一人ひとりの理解不足

・ 県社協事業継続計画(※1) に基づく訓練が実施できていない
- 目指すべき方向性
- ・ 市町災害 VC の立ち上げ、運営のノウハウを持ったアドバイザーの育成

・ 県災害ボランティア本部の県社協職員内部研修を実施

・ 県社協事業継続計画に基づく訓練の実施

● 推進項目：指標

推進項目	指標	毎年度の目標
①県社協の体制強化	災害ボランティアセンターに関する職員研修の実施	1回 / 年
	県社協事業継続計画に基づく訓練の実施	各1回 / 年
	災害支援活動を行う県域団体の情報交換会の開催	1回 / 年

【※1 事業継続計画】

企業が自然災害など緊急事態に遭遇した場合において、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、事業継続のための方法、手段などを取り決めておく計画

災害ボランティア活動用資機材の整備状況

県災害ボランティア本部・情報センターの様子

機器整備の拠点図

NEW!

⑥ R6年度設置
特養グリーン
ヒルズ東山(浜松市)

● R3年度設置
特養森町愛光園(森町)

● R4年度設置
特養みぎわ園
(富士市)

● H30年度設置
特養さつき園(長泉町)

● R5年度設置
特養小鹿苑
(静岡市)

● R元年度設置
特養第2開寿園
(藤枝市)

● R2年度設置
特養中伊豆(伊豆市)

● H29年度設置
袋井学園(袋井市)

43

重点取組 ⑮災害ボランティアセンター運営支援アドバイザーの養成

● 現状と課題

・ これまでに市町災害 VC を開設した市町社協の運営経験やノウハウを、被災経験の少ない市町における平時の研修・訓練や、災害発生時における実際のセンター運営に活かせる体制の構築が必要である。

● 県社協の目指すべき方向性

・ 被災経験のある市町社協、支援経験のある社協職員が増えており、その経験値やノウハウを活かし、有事の際に市町社協間の相互支援が円滑に行えるよう、研修や訓練等を通じて人材育成を行う。

● 5年後の到達目標

・ 災害ボランティアセンター運営支援アドバイザーが稼働できる状態となり、市町社協間の相互支援の仕組みが構築されている。

● スケジュール

	R 7	R 8	R 9	R 1 0	R 1 1
活動目標	・ 災害 VC 運営支援アドバイザーの養成のための研修プログラムの検討	・ 災害 VC 運営支援アドバイザー養成のための研修会の開催(年2回)	災害 VC 運営支援アドバイザーの稼働 【平時】 ・ 災害 VC 立ち上げ訓練等への参加 ・ 運営会議の開催 【災害時】 災害 VC 運営支援	災害 VC 運営支援アドバイザーの稼働 【平時】 ・ 災害 VC 立ち上げ訓練等への参加 ・ 運営会議の開催 【災害時】 災害 VC 運営支援	災害 VC 運営支援アドバイザーの稼働 【平時】 ・ 災害 VC 立ち上げ訓練等への参加 ・ 運営会議の開催 【災害時】 災害 VC 運営支援
	R 7	R 8	R 9	R 1 0	R 1 1
成果目標	・ 災害 VC 運営支援アドバイザー研修プログラムが開発されている。	・ 災害 VC 運営支援アドバイザーが養成されている。(8名程度)	・ 要請に応じて災害 VC 運営支援アドバイザーを派遣できる。 ・ 運営会議の開催により災害 VC 運営支援アドバイザーの成果や課題が検証できている。	・ 要請に応じて災害 VC 運営支援アドバイザーを派遣できる。 ・ 運営会議の開催により災害 VC 運営支援アドバイザーの成果や課題が検証できている。	・ 要請に応じて災害 VC 運営支援アドバイザーを派遣できる。 ・ 運営会議の開催により災害 VC 運営支援アドバイザーの成果や課題が検証できている。

44

基本目標 3 災害福祉支援体制づくり
実施目標 1 災害に備えた支援体制を構築します

SDGs 関連目標

3

5

6

10

11

17

推進事項 2 市町村協運営支援

- 取組の成果
- ・災害ボランティア担当者研修会の開催や、市町村協が実施する災害ボランティアセンター立上訓練などへの支援として県社協職員を講師として派遣することにより、市町村協における災害対応力の向上が図られた。

・令和3年以降、県内で発生した自然災害において「県・市町社会福祉協議会における災害時相互支援協定」に基づく職員派遣により、市町災害ボランティアセンターの安定的な運営につながった。
- 課題
- ・被災経験の少ない社協における知識、スキルの向上

・市町域を越えた広域連携体制の強化
- 目指すべき方向性
- ・研修や訓練の実施を通じて社協職員として求められる支援力の底上げ

・市町村協間の連携体制の構築

● 推進項目：指標

推進項目	指標	毎年度の目標
①市町村協の体制強化の支援	市町災害 VC 立ち上げ訓練、災害ボランティアコーディネーター養成研修等へのサポート回数	10 回 / 年
	災害支援に関する研修の開催数	2 回 / 年
	複数市町による広域連携研修・訓練の実施（賀茂地区、志太榛原地区、東部地区等）	3 件 / 年

伊豆の国市災害ボランティアセンター運営訓練



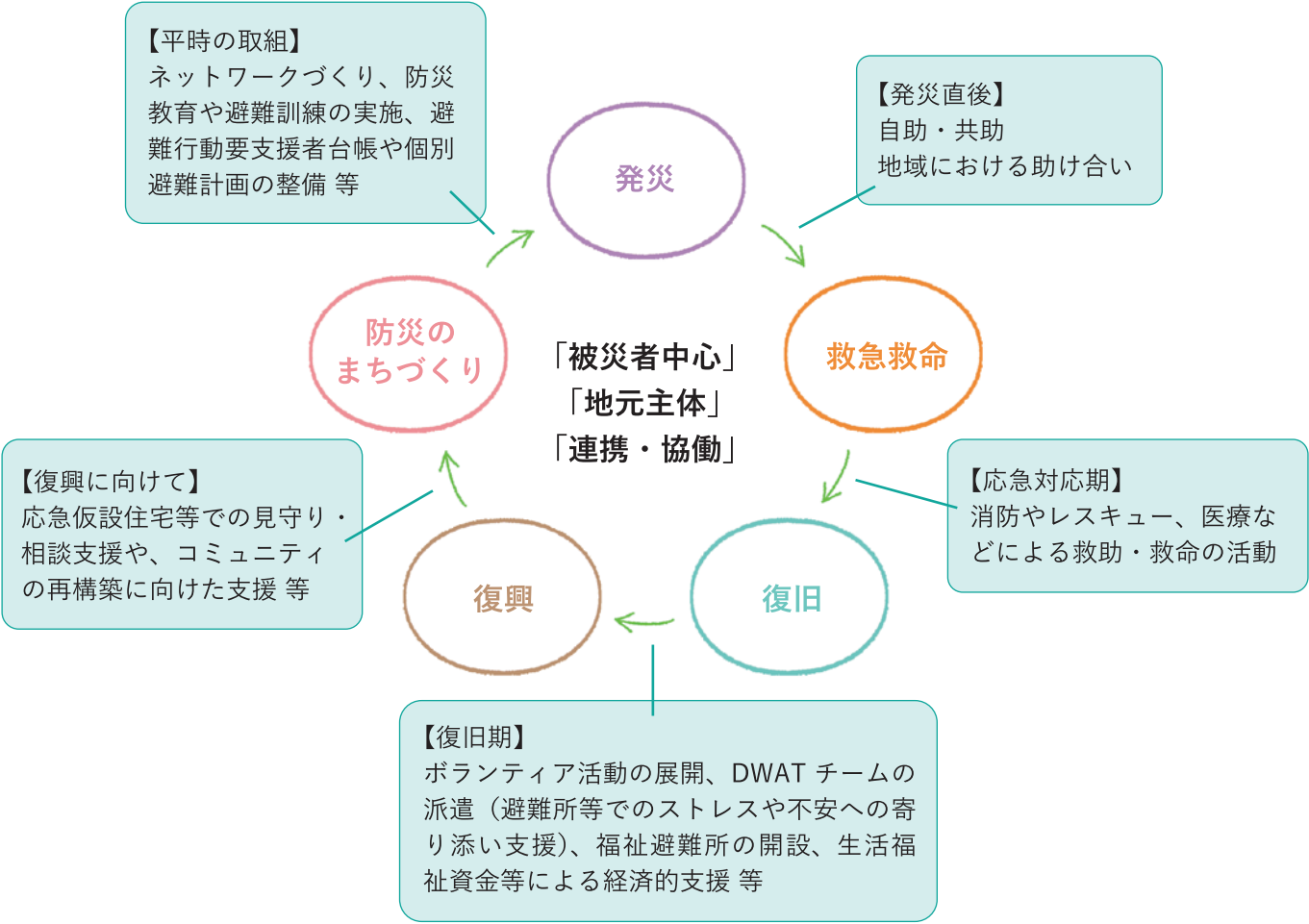
令和4年 台風第8号松崎町災害ボランティアセンターの運営支援



POINT!

災害福祉支援活動とは

「災害時福祉支援活動」とは、福祉的課題を有する被災者に対する福祉関係者による支援活動を指します。介護など日常生活支援、避難生活における心身の状況の悪化防止、孤立防止のための見守りや相談支援、自力で被災した住宅の片づけ等を行うボランティア活動など多岐にわたり、被災者の生活再建に向けた長い期間、多様な支援関係者が連携し、被災者に寄り添いながら支援を展開することが求められます。



災害支援の三原則【被災者中心】【地元主体】【連携・協働】とは

- 【被災者中心】被災者をエンパワメント（生活再建に向け持っている力を引き出す）し、自立を促す支援を意識する。
- 【地元主体】外部支援者はいずれ地元に戻らなければならないことを踏まえ、地元の関係者が主体性を発揮できるよう支える。
- 【連携・協働】多岐にわたる被災者の生活の困りごとに対応するため、多様な分野の主体が互いに対等な連携体制を構築することが求められる。

基本目標 3 災害福祉支援体制づくり

実施目標 1 災害に備えた支援体制を構築します



推進事項 3 要配慮者支援の体制づくり

- 取組の成果
- 令和 3 年熱海伊豆山土砂災害や令和 6 年能登半島地震において、静岡県災害派遣福祉チーム（静岡 DWAT）の派遣が実施され、被災者支援の一翼を担った。
※DWAT：Disaster Welfare Assistanse Team
 - DWAT 活動について、派遣活動や平時の取組により、福祉関係者を中心に認知が広がった。
 - 施設・事業所を対象とした研修実施による BCP の策定支援のみならず、BCP に基づいた防災訓練の実施に関する研修を実施し、その実効性確認に寄与した。
 - モデル地域を指定して市町とともに個別避難計画（※1）作成に取り組むとともに、その成果を他の市町に広げるための報告会を開催し、全 35 市町で計画作成が着手された。
- 課題
- 静岡 DWAT 派遣活動における、派遣調整等の事務局機能の強化
 - 静岡 DWAT 登録員の更なるスキルアップ
 - 作成することが目的となってしまう、実効性が伴っていない個別避難計画がある
- 目指すべき方向性
- 派遣活動時の事務局の役割について登録員の理解を広げ、派遣調整等の事務局機能の一部を支部等で担うことができる体制づくり
 - リーダー層の育成による、指揮命令系統・安全・情報収集・アセスメントの視点に基づく DWAT 活動の展開
 - 実効性のある個別避難計画とするため、計画に基づく避難訓練等の実施について周知・支援する。

● 推進項目：指標

推進項目	指標	毎年度の目標
①静岡県災害福祉広域支援ネットワークの機能強化	静岡県災害福祉広域支援ネットワーク会議の開催	1 回以上 / 年
	医療・保健・福祉分野における災害支援団体連絡会の開催	1 回以上 / 年
	静岡 DWAT 登録員養成研修の開催	40 人増 / 年
②個別避難計画の策定支援	市町意見交換会の開催	1 回以上 / 年
	アドバイザー派遣の実施	3 回以上 / 年
	取組報告会の開催	1 回 / 年

【※1 個別避難計画】
自ら避難することが困難な高齢者・障害者等の避難行動要支援者ごとの避難支援等を実施するための計画

重点取組 ⑩静岡県災害派遣福祉チーム（静岡 DWAT）の体制強化

- 現状と課題
- 近年の災害においては、高齢者や障がいのある方、子ども等の地域の災害時要配慮者が、避難所等において、長期間の避難生活を余儀なくされ、必要な支援が行われない結果、生活機能の低下や要介護度の重度化などの二次被害が生じている場合もあり、これら災害時要配慮者の避難生活中における福祉ニーズへの対応が喫緊の課題となっている。
- 県社協の目指すべき方向性
- 本県では、平成 28 年 12 月に「県災害福祉広域支援ネットワーク」を構築し、令和 6 年 12 月末時点で 351 名が「県災害派遣福祉チーム（静岡 DWAT）」に登録している。今後、登録員の拡大とともに、スキルアップ研修や支部活動の強化などでモチベーションの維持・向上と登録員同士の横のつながり、事務局機能の強化を図る。また、派遣要請元である市町行政への周知や保健・医療・福祉関係者との関係構築を進めていく。
- 5 年後の到達目標
- 平時から登録員が主体的に、静岡 DWAT の周知・啓発に取り組む実践がすべての支部で行われている。
 - 登録員と地域の保健・医療・福祉関係団体関係者が合同訓練などを通じて顔の見える関係となっている。
 - 災害発生時に登録員や県社会福祉法人経営青年会（県青年会）と協力して事務局運営ができる体制となっている。
 - 静岡 DWAT 登録員数：年 40 人増、令和 11 年度末 550 人
- スケジュール
- | | R 7 | R 8 | R 9 | R 1 0 | R 1 1 |
|------|--|--|---|---|---|
| | ・支部活動の把握、支部連絡会の開催
・県域での保健・医療・福祉関係団体との連携強化、合同訓練（県域合同訓練等）の実施
・県青年会との意見交換会の開催 | ・支部活動の把握、支部連絡会の開催
・県域合同訓練等の実施
・県青年会との意見交換会の開催 | ・派遣経験者向け研修会の開催
・支部活動の把握、支部連絡会の開催
・県域合同訓練等の実施
・県青年会との意見交換会の開催 | ・派遣経験者向け研修会の開催
・支部活動の把握、支部連絡会の開催
・県域及び支部合同訓練等の実施
・県青年会との意見交換会の開催 | ・派遣経験者向け研修会の開催
・支部活動の把握、支部連絡会の開催
・県域及び支部合同訓練等の実施
・県青年会との意見交換会の開催 |
| 成果目標 | R 7 | R 8 | R 9 | R 1 0 | R 1 1 |
| | ・支部活動がすべての支部で実施されている。
・事務局機能の強化について検討されている。
・静岡 DWAT 登録員数 40 人増 | ・支部活動がすべての支部で実施されている。
・事務局機能の強化について検討されている。
・静岡 DWAT 登録員 40 人増 | ・派遣経験者向け研修修了者 20 名
・支部活動が主体的にすべての支部で実施されている。
・事務局機能が強化され、派遣要請の訓練が実施されている。
・静岡 DWAT 登録員 40 人増 | ・派遣経験者向け研修修了者 20 名
・支部活動が主体的にすべての支部で実施され、支部合同訓練等が実施されている。
・支部で事務局機能の一部を担っている。
・事務局機能が強化され、派遣要請の訓練が実施されている。
・静岡 DWAT 登録員 40 人増 | ・派遣経験者向け研修修了者 20 名
・支部活動が主体的にすべての支部で実施され、支部合同訓練等が実施されている。
・支部で事務局機能の一部を担っている。
・事務局機能が強化され、派遣要請の訓練・検証が実施されている。
・静岡 DWAT 登録員 40 人増（計 550 人以上） |
- 47
- 48

基本目標 4 地域福祉を支える県社協の基盤づくり

実施目標 1 組織体制の強化

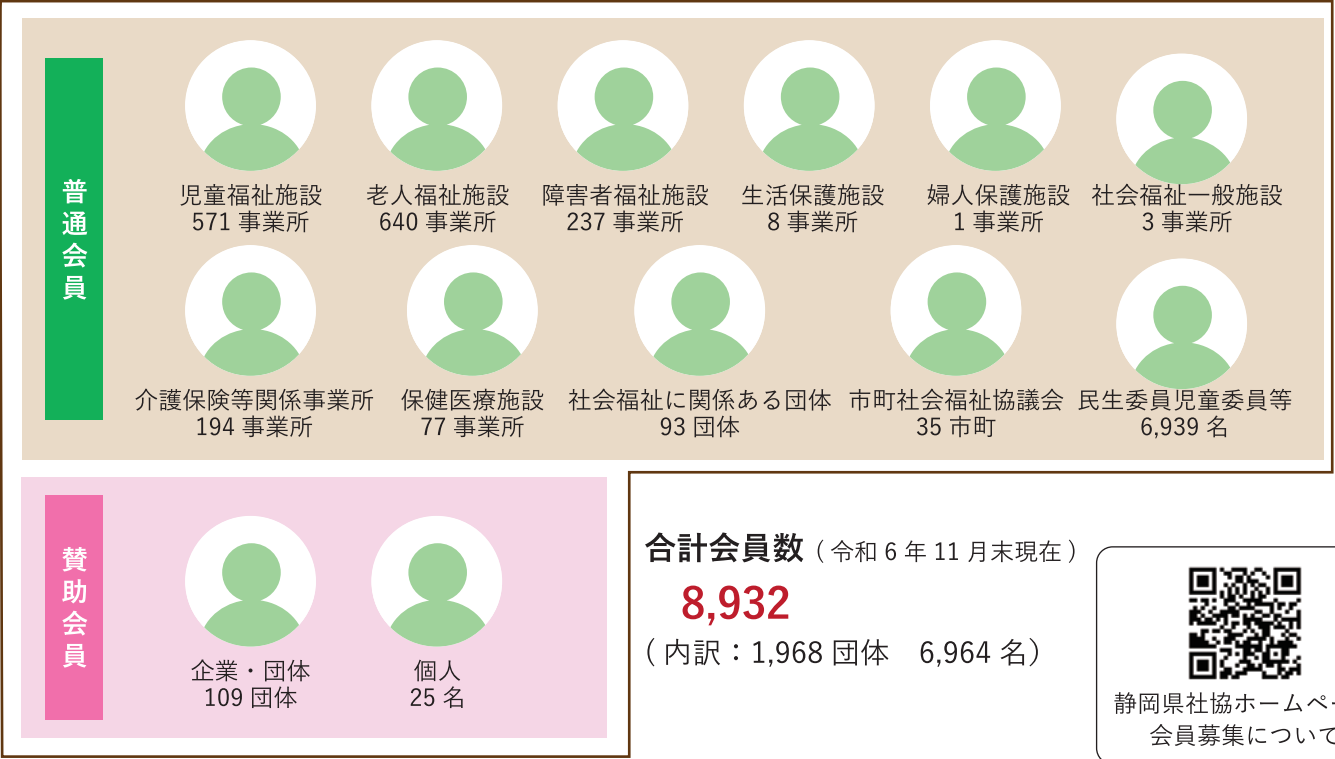


推進事項 1 組織力強化

- **取組の成果**
 - ・ 会員サービスの充実に向け、会員を対象とした研修会を開催するとともに、会費収納金融機関の追加設定に加え、インターネットバンキングを活用した納付も可能とし、納付の利便性向上を図った。
 - ・ インボイス制度や電子帳簿保存法等、法令・制度内容の習熟に努め、体制の整備や職員説明による周知徹底を図った。
 - ・ 事務組織体制のあり方について職員アンケートを実施し、職員の意見を把握した。
- **課題**
 - ・ 会員数が横ばいであり、会員数の増加に向けた取組が必要
 - ・ 法令・制度を踏まえた、より効果的・効率的な事務執行体制
- **目指すべき方向性**
 - ・ 会員のニーズを把握し、会員に向けた新たな支援（サービス）を検討、実施することによる会員の増加
 - ・ 変化する社会情勢に対応するため、職員一人ひとりが法令制度や社会的ニーズ等への意識を高く持ち、組織全体で取り組むことで、県民から信頼される組織を目指す。

● 推進項目：指標

推進項目	指標	毎年度の目標
①県民から信頼される法人運営	会員に向けた新たな支援（サービス）内容の検討、実施	1 件 / 年
	職員に対する法令・財務等の研修の実施	1 回 / 年



基本目標 4 地域福祉を支える県社協の基盤づくり

実施目標 1 組織体制の強化



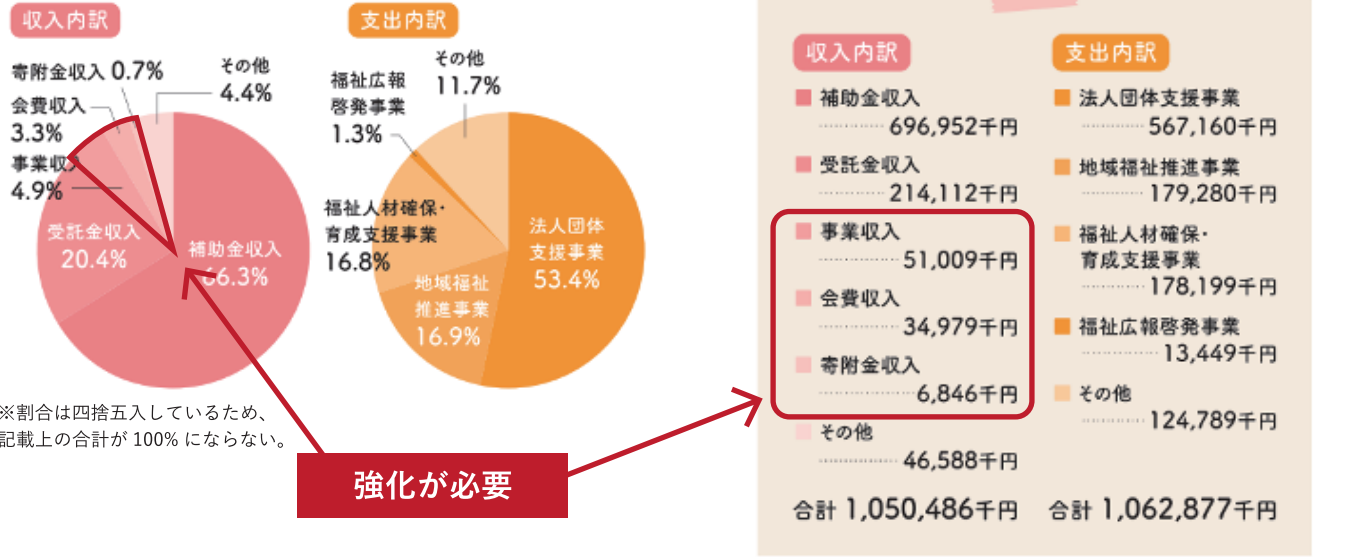
推進事項 2 経営力強化

- **取組の成果**
 - ・ 基金運用や定期預金の作成等による収入の増加、ICT の導入による経費の節減を図った。
 - ・ クラウドサービス kintone（キントーン）を活用した、研修申込、データ管理、決裁の電子化、Google フォームを活用したアンケート集計、金融機関へのオンライン送金、勤怠システム導入により、業務効率化を図り、経営基盤の強化につなげた。
- **課題**
 - ・ 自主財源の安定的な確保
 - ・ コロナ禍の影響により減少した研修受講料収入の回復
- **目指すべき方向性**
 - ・ ICT を推進することによる、会員サービスや研修受講者等の利便性向上
 - ・ 自主財源の増加につながる取組の検討、実施
 - ・ 会計伝票の電子化を図る等、経理事務に係る人件費及び経費節減

● 推進項目：指標

推進項目	指標	毎年度の目標
①安定した法人運営	自主財源の拡大	自主財源額が前年度と同等もしくは増加
	ICT を駆使した事務の電子化	毎年 1 件以上の事務の電子化への移行

令和5年度 県社協決算報告（社会福祉事業）



静岡県社協ホームページ
情報公開（決算・報告等）について

基本目標 4 地域福祉を支える県社協の基盤づくり

実施目標 2 職場環境の整備

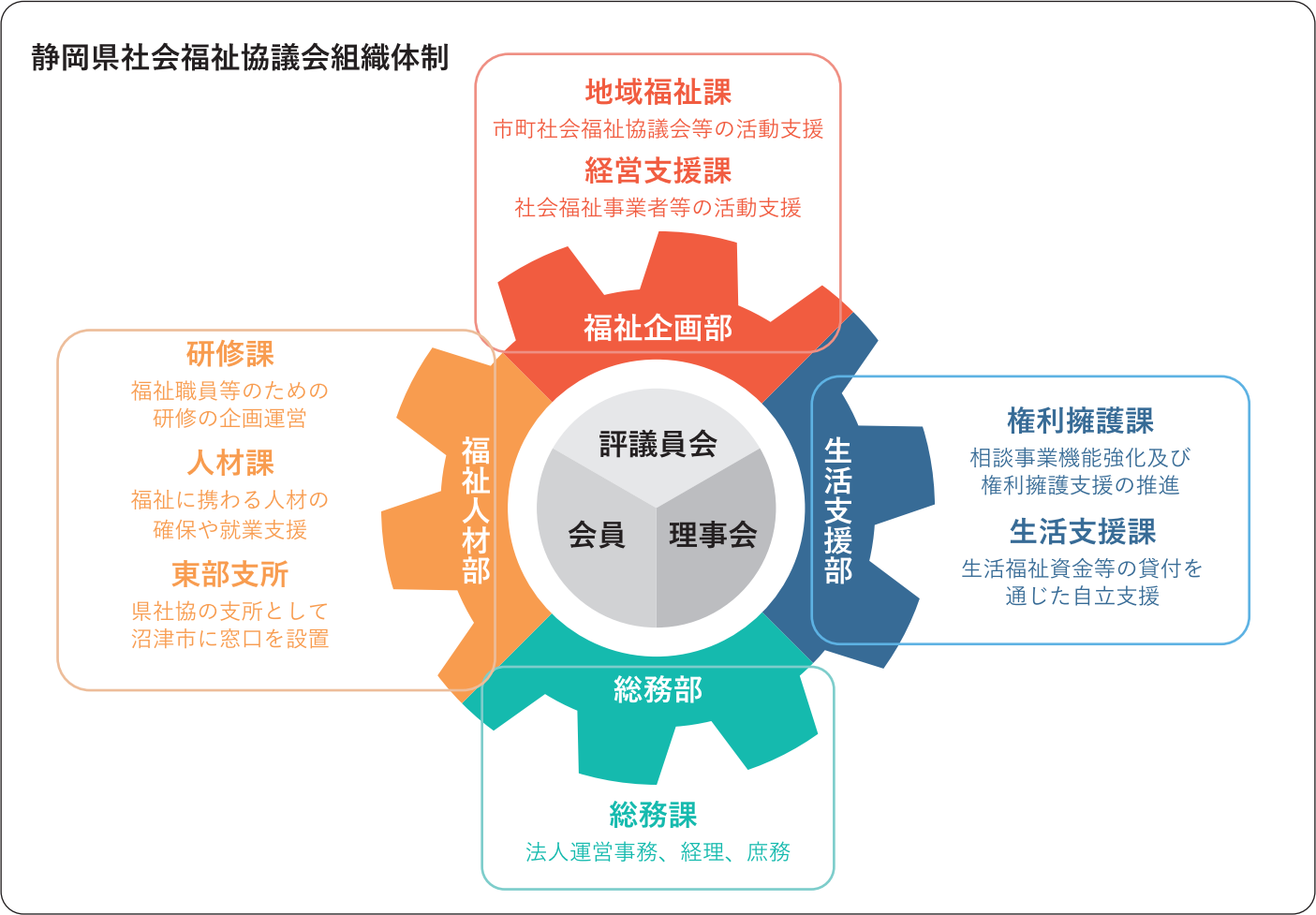


推進事項 1 職場づくり

- **取組の成果**
 - ・ 変化する社会情勢に応じて、各部課が担っている事業の専門性を高めつつ、部・課を越えた事務局内会議を通じて横断的な意見交換や情報共有を実施した。
- **課題**
 - ・ 多様化、複雑化する社会的課題に迅速に対応するためには、部・課横断的に即時即応かつ柔軟に対応できる体制構築が必要
- **目指すべき方向性**
 - ・ 施策提案力の向上と内部組織の連携をより強化し、社会的課題に対して、時勢を捉え、推進力をもって必要とされる新たな事業を打ち出すことができる組織づくり

● 推進項目：指標

推進項目	指標	毎年度の目標
①推進力のある事務局体制の整備	時勢や課題に応じた事務局体制の見直し	随時
	部・課横断的なプロジェクトチームの設置	随時



基本目標 4 地域福祉を支える県社協の基盤づくり

実施目標 2 職場環境の整備



推進事項 2 人財づくり

- **取組の成果**
 - ・ 研修体系を整備し、職員のスキルアップ研修の受講機会を設けるとともに、「目指すべき職員像」「行動目標」を設定した。
 - ・ 職員各自の事情に合わせて勤務できる体制を整備した（時差通勤制度、夏季休暇の時間単位取得、育児短時間勤務制度等の整備や男性職員の育児休業の取得奨励等）。
- **課題**
 - ・ 「目指すべき職員像」「行動目標」を反映した「キャリアパス・自己評価シート」の策定
- **目指すべき方向性**
 - ・ 「目指すべき職員像」「行動目標」の実現に向け、より効果的な研修体系を整備することにより職員育成を実施
 - ・ 育児・介護休業法等労働関係法令の法改正への対応、ワーク・ライフ・バランスの推進による、各職員が生き活きと働くことができる職場環境づくりの推進

● 推進項目：指標

推進項目	指標	毎年度の目標
①充実した人財育成とワーク・ライフ・バランスの推進	「目指すべき職員像」の実現に向けた人財育成制度の構築・推進	随時検討
	職制職位に応じた役割を果たすためのスキル獲得	研修体系に沿った研修への参加
	働き方改革に対応した制度の検討・整備	随時検討

目指すべき職員像

人を大切にし、住民主体の理念のもと、広い視野から創造性をもってチャレンジできる、地域福祉のプロフェッショナル

行動目標（職員に求める姿勢）

- ① 常に相手の立場に立って、自分自身も含め人も大切にできる職員
- ② 地域福祉推進のプロ意識のもと、福祉の領域にとどまらない広い視野と能力を持つ職員
- ③ 住民・関係者と一緒に汗をかきながら、未来を想像（創造）・実践できる職員
- ④ 組織の一員として、お互いに認め合い、育ちあえる職員

第四章

參考資料

静岡県社会福祉協議会 活動推進計画の変遷					
区分	第一次計画	第二次計画	第三次計画	第四次計画	第五次計画
計画の表紙					
推進期間	平成 12 年度～平成 16 年度	平成 17 年度～平成 21 年度	平成 22 年度～平成 26 年度	平成 27 年度～令和元年度	令和 2 年度～令和 6 年度
基本理念	1 個人の尊厳と権利擁護 2 利用者主体と自立生活の保障 3「ユニバーサルデザイン」による地域での環境づくり 4 福祉文化の創造	共生・協働による福祉社会の実現をめざし、福祉サービスの質の向上と住民主体の福祉のまちづくりを推進します	「“共生・支え合い”による地域社会の実現」をめざし、福祉サービスの質の向上と住民主体の福祉のまちづくりを推進します		地域共生社会の実現をめざし、多様な主体の参画による地域福祉を推進します
基本目標	1 地域主体の福祉活動の推進 2 市町村社会福祉協議会と連携した福祉のまちづくりの推進 3 各種事業者・団体と連携した福祉活動の推進 4 福祉関係者の資質・能力の向上と人材確保の推進 5 静岡県社会福祉協議会の活動基盤の強化	1 地域福祉を支える人づくりと県民の地域生活を支援します 2 利用者本位の福祉サービスを実現するため、担い手の確保育成と事業の適切な経営を支援します 3 地域社会から信頼される組織の確立をめざします	1 地域福祉を支える人づくり 2 地域福祉を支える仕組みづくり 3 地域福祉を支える組織づくり	1 地域福祉を支える人づくり 2 地域福祉を支える仕組みづくり 3 地域福祉を支える組織づくり	1 地域福祉を支える仕組みづくり 2 地域福祉を支える組織・人づくり 3 災害福祉支援体制づくり 4 地域福祉を支える県社協の基盤づくり
特記事項	・企画調査委員会（市町社協・民生委員児童委員活動支援分科会、ボランティア・福祉教育分科会、社会福祉事業者支援分科会）の設置	・企画調査委員会を常設化 ・県社協の使命、特性及び存在意義を明確化 ・各実施目標に数値目標を設定	・県社協の機能を明確化 ・各実施目標に重点推進事項を設定	・重点プロジェクト事業を設定 ①「ストップ!子どもの貧困」ネットワークプロジェクト ②権利擁護を軸とした地域のつながりプロジェクト ・後期計画（平成 30 年度～令和元年度）の作成	・SDGs（持続可能な開発指標）と第五次計画の関係を整理 ・各推進項目に工程表（5 年後の到達目標）を設定
社会の主な動き	平成 12 年 4 月 介護保険法施行 平成 12 年 6 月 社会福祉事業法改正（社会福祉基礎構造改革、社会福祉法に名称変更） 平成 13 年 10 月 児童福祉法改正（主任児童委員を法定化） 平成 15 年 4 月 障害者支援費制度施行 平成 16 年 6 月 少子化社会対策大綱 平成 16 年 10 月 新潟県中越地震発生	平成 17 年 4 月 個人情報保護法施行 平成 18 年 4 月 障害者自立支援法及び高齢者虐待防止法施行 平成 19 年 7 月 新潟県中越沖地震発生 平成 20 年 9 月以降 リーマン・ショック（派遣切りの社会問題化）	平成 23 年 3 月 東日本大震災発生 平成 24 年 10 月 障害者虐待防止法施行 平成 25 年 4 月 障害者総合支援法及び障害者優先調達推進法施行 平成 26 年 1 月 子どもの貧困対策推進法施行	平成 27 年 4 月 生活困窮者自立支援法、改正介護保険法及び子ども・子育て支援法施行 平成 28 年 4 月 障害者差別解消法施行 熊本地震発生 平成 28 年 5 月 成年後見制度利用促進法施行 平成 29 年 4 月 改正社会福祉法（社会福祉法人制度改革）施行 平成 30 年 4 月 地域包括ケアシステムの強化のための改正社会福祉法施行（包括的支援体制づくりを規定）	令和 2 年 4 月 新型コロナウイルス緊急事態宣言 令和 3 年 4 月 地域共生社会の実現のための改正社会福祉法施行（重層的支援体制整備事業創設） 令和 3 年 7 月 熱海市伊豆山土石流災害発生 令和 4 年 9 月 令和 4 年台風第 15 号災害発生 令和 6 年 4 月 孤独・孤立対策推進法施行
静岡県の状況	平成 12 年 4 月 1 日時点	平成 17 年 4 月 1 日時点	平成 22 年 4 月 1 日時点	平成 27 年 4 月 1 日時点	令和 2 年 4 月 1 日時点
市町村数 人口 高齢化率	74 市町村 3,770,451 人 17.7%	57 市町村 3,718,540 人 19.8%	35 市町 3,706,051 人 23.0%	35 市町 3,622,869 人 26.8%	35 市町 3,525,388 人 29.5%

1
第六次活動推進計画の策定経過

趣旨

人口減少や人間関係の希薄化、デジタル技術の急速な進化、自然災害の多発、経済や教育における格差の二極化など、地域社会は目まぐるしく変化し、人々が直面する生活課題は複雑、多様化しています。こうした状況を踏まえ、第六次活動推進計画の策定作業は、地域共生社会の実現を目指し、県社協の幹部職員で構成する策定会議を設置し、県社協の会員・構成団体等、多様な分野の主体と静岡県の福祉の課題やビジョンを共有しながら、以下のスケジュールで進めてきました。

策定スケジュール

実施内容	開催日	検討・作業内容
第 1 回策定会議	令和 5 年 9 月 19 日	・策定スケジュールと作業の概要について ・県社協事業の進捗管理の一元化について
第 2 回策定会議	令和 5 年 9 月 25 日	・現状分析、課題把握について
第 3 回策定会議	令和 5 年 10 月 17 日	・現状分析、課題把握について（ヒアリング実施について）
第 4 回策定会議	令和 6 年 1 月 5 日	・現状分析、課題把握シートの作成について ・推進体系、基本理念の検討
第 5 回策定会議	令和 6 年 2 月 22 日	・県社協事業の「強化したい取組」について
市町社協・福祉団体ヒアリング	令和 6 年 5 月 ~6 月	・県社協事業の「強化したい取組」についてのヒアリング ・その他、市町社協や団体が抱える課題や新たな取組などの聞き取り
第 6 回策定会議	令和 6 年 12 月 18 日	・第六次活動推進計画の各推進項目の指標について ・令和 7 年度以降の事業計画書・事業報告書の作成について
部署別の検討、作業	随時	・各種作業シートの作成作業等の実施

市町社協・福祉団体ヒアリングの主な意見

市町社協	・社協は重要な事業をしているにも関わらず認知されておらず、社協を PR して行く必要があると思います。 ・（特に資源が乏しい）賀茂地域は社協間の業務連携が必要だと思います。 ・良い取組（県内、県外）の情報提供をしてほしい。事務局長会議等の限られた会議の場だけではなく。集約し流してもらうことが県社協の役割として大きいと思います。 ・計画策定の時だけでなく、定期的に県社協に市町社協を回ってほしい。県社協とじっくり話せる機会がないので、こういう機会は来年以降もあったらいいと思います。
福祉団体	・中堅やマネジメント層の研修が充実すると良いです。 ・ICT導入のサポート（助成、アドバイザー派遣等）があればありがたいです。 ・制度の報酬改定に合わせた事業展開を（研修強化、処遇改善、法人連携間など）希望します。 ・災害時に種別を超えた横連携について、そのつなぎを県社協に期待します。 ・賀茂地域や山間地など地理的なハンデで資格取得、資格更新に関して時間や料金がかかってしまう。オンライン研修は助かります。 ・人材確保が一番の課題。静岡県社会福祉人材センターの丁寧なサポートをこれからも大いに期待しています。

2
静岡県社会福祉協議会企画調査委員会の名簿及び開催状況

静岡県社会福祉協議会企画調査委員会について

企画調査委員会は、県社協の事業を計画的、効果的に進めるため、その方策を検討し、企画し、あるいは社会福祉に関する制度並びに予算対策を推進するとともに、必要に応じ特に県社協が取り組むべき課題について調査し、その具体的対策を研究することを目的として、社会福祉関係者及び学識経験者の中から県社協会長が委嘱した者をもって構成しています。

（敬称略五十音順）

氏名	所属・役職名	分野
大石 桂子	静岡県立大学短期大学部社会福祉学科 助教	有識者
大瀧 麻衣	株式会社静岡新聞社 生活報道部記者	報道機関
小久保 秀樹	社会福祉法人デンマーク牧場福祉会 児童養護施設まきばの家施設長	社会福祉法人
五味 響子	特定非営利活動法人静岡県ボランティア協会 副理事長 静岡市番町市民活動 センター長	市民活動
榛葉 清澄	静岡県市町社協連絡協議会 幹事長	社会福祉協議会
高杉 威一郎	社会福祉法人峰栄会 理事長 静岡県社会福祉法人経営青年会 会長	社会福祉法人
戸崎 孝之	社会福祉法人下田市社会福祉協議会 事務局長	社会福祉協議会
☆日詰 一幸	国立大学法人静岡大学 学長	有識者
水谷 照美	静岡県手をつなぐ育成会 評議員 伊豆市手をつなぐ育成会 会長	当事者団体
★見野 孝子	地域介護ラボ代表	市民活動
宮川 紀代美	静岡県民生委員児童委員協議会 副会長	住民代表
村松 哲也	静岡県健康福祉部福祉長寿局 福祉長寿政策課長	行政

（注） ☆…委員長、★…副委員長

開催状況

	開催日	協議内容
第 1 回委員会	令和 6 年 3 月 1 日	・県社協活動の現状分析と次期計画の方向性について ・第六次活動推進計画の基本方針について
第 2 回委員会	令和 6 年 9 月 27 日	・第六次活動推進計画の骨子案について
第 3 回委員会	令和 7 年 1 月 24 日	・第五次活動推進計画の総括評価について ・第六次活動推進計画の構成と推進体系について